

特定技能外国人受入れに関する運用要領

令和3年10月

出入国在留管理庁

目次

第1章 在留資格「特定技能」創設の目的	1
第2章 制度の概要	2
第1節 基本方針等の策定	2
第1 基本方針	2
第2 分野別運用方針	2
第3 分野別運用要領	3
第2節 受入れ分野等	3
第1 受入れ分野	3
第2 外国人材に求められる技能水準等	4
第3 受入れ機関の責務	5
第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ	6
第4節 特定技能外国人の受入れ後に特定技能所属機関等が行う手続	7
第1 特定技能所属機関	7
第2 登録支援機関	7
第3章 在留資格「特定技能」	9
第1節 「特定技能1号」	9
第2節 「特定技能2号」	10
第3節 複数の特定産業分野の業務に従事する場合の取扱い	11
第4章 特定技能外国人に関する基準	13
第1節 「特定技能1号」	13
第2節 「特定技能2号」	27
第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い	35
第5章 特定技能所属機関に関する基準等	40
第1節 特定技能雇用契約の内容の基準	40
第1 雇用関係に関する事項に関するもの	40
第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関するもの	46
第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準	48
第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの	49
第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの	73
第6章 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等	82
第1節 1号特定技能外国人支援計画の作成	82
第2節 1号特定技能外国人支援計画の記載事項	83
第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準	86
第4節 1号特定技能外国人支援計画の登録支援機関への委託	88
第7章 特定技能所属機関に関する届出	90
第1節 特定技能雇用契約に関する届出	91
第1 契約変更の届出	91
第2 契約終了の届出	94

第2節	1号特定技能外国人支援計画に関する届出	96
第3節	登録支援機関との委託契約に関する届出	98
第1節	契約締結の届出	98
第2節	契約変更の届出	99
第3節	契約終了の届出	101
第4節	特定技能外国人の受入れ困難時の届出	102
第5節	出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出	103
第6節	特定技能外国人の受入れ状況に関する届出	105
第7節	1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出	106
第8節	特定技能外国人の活動状況に関する届出	107
第8章	報告徴収・改善命令等	111
第1節	指導及び助言	111
第2節	報告徴収	111
第3節	改善命令等	112
第9章	登録支援機関	114
第1節	登録支援機関の登録申請	114
第1節	登録支援機関の登録	114
第2節	登録の申請等	115
第3節	登録拒否事由	117
第2節	登録支援機関に関する届出等	137
第1節	変更の届出	137
第2節	登録支援機関登録簿の閲覧	140
第3節	休廃止の届出等	140
第4節	支援の実施状況に関する届出	141
第3節	登録の取消し等	143
第1節	登録の取消し	143
第2節	登録の抹消	143
第4節	登録支援機関に対する指導及び助言	144
第5節	登録支援機関に対する報告又は資料の提出	144
第10章	罰則等	145

(制定履歴)

- 平成31年3月20日公表
- 令和元年9月27日一部改正
- 令和元年11月29日一部改正
- 令和2年2月28日一部改正
- 令和2年4月1日一部改正
- 令和3年2月19日一部改正
- 令和3年3月30日一部改正
- 令和3年10月15日一部改正

本要領策定の目的

第197回国会において、在留資格「特定技能」の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年12月14日に公布され、平成31年4月1日から、特定技能外国人の受入れが開始されることとなりました。

これに伴い、在留資格「特定技能」の適正な運用を確保するため、特定技能所属機関及び登録支援機関などの関係者の皆様に本制度を正しく理解いただくことを目的とし、法令の解釈や運用上の留意点を明らかにするため、本要領を策定しました。

第1章 在留資格「特定技能」創設の目的

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することが求められているものです。

第2章 制度の概要

第1節 基本方針等の策定

第1 基本方針

- 政府は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の3第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定しています。
- 基本方針には、特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項、当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められています。

第2 分野別運用方針

- 法務大臣は、法第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各分野を所管する行政機関（以下「分野所管行政機関」という。）の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）をそれぞれ策定しています。
- 分野別運用方針には、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められています。

分野横断的な質問については、法務省でも受け付けていますが、質問の内容によっては、各分野を所管する省庁を案内させていただきます。また、各分野に関する個別的な質問については、各分野を所管する省庁にお尋ねください。

第3 分野別運用要領

- 法務省，警察庁，外務省，厚生労働省及び各分野を所管する行政機関は，各分野における分野別運用方針について細目を定めた運用要領（平成30年12月25日策定。以下「分野別運用要領」という。）をそれぞれ策定しています。

分野横断的な質問については，法務省でも受け付けていますが，質問の内容によっては，各分野を所管する省庁を案内させていただきます。また，各分野に関する個別的な質問については，各分野を所管する省庁にお尋ねください。

第2節 受入れ分野等

第1 受入れ分野

【関係規定】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は，次に掲げる分野とし，同項の下欄第1号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能は，基本方針にのっとりそれぞれ当該分野（同項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能にあつては，第6号及び第7号に掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関，法務省，警察庁，外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。

- 一 介護分野
- 二 ビルクリーニング分野
- 三 素形材産業分野
- 四 産業機械製造業分野
- 五 電気・電子情報関連産業分野
- 六 建設分野
- 七 造船・船用工業分野
- 八 自動車整備分野
- 九 航空分野
- 十 宿泊分野
- 十一 農業分野
- 十二 漁業分野
- 十三 飲食料品製造業分野
- 十四 外食業分野

- 基本方針において，本制度による外国人の受入れは，生産性向上や国内人材確

保のための取組（女性・高齢者のほか，各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進，人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。）を行った上で，なお，人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限って行うこととされています。

- 特定産業分野は，出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成 3 1 年法務省令第 6 号）（以下「分野省令」という。）において，次のものが定められています。なお，特定技能 2 号での受入れ対象は，建設分野及び造船・船用工業分野に限られています。

- 1 介護分野
- 2 ビルクリーニング分野
- 3 素形材産業分野
- 4 産業機械製造業分野
- 5 電気・電子情報関連産業分野
- 6 建設分野
- 7 造船・船用工業分野
- 8 自動車整備分野
- 9 航空分野
- 10 宿泊分野
- 11 農業分野
- 12 漁業分野
- 13 飲食料品製造業分野
- 14 外食業分野

第 2 外国人材に求められる技能水準等

（ 1 ）特定技能 1 号

- 「特定技能 1 号」で在留する外国人（以下「1 号特定技能外国人」という。）に対しては，相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められます。これは，相当期間の実務経験等を要する技能をいい，特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいうとされています。
- 当該技能水準は，分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認することとされています。
- また，1 号特定技能外国人に対しては，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ，特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められます。

- 当該日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試験等により確認することとされています。

(2) 特定技能2号

- 「特定技能2号」で在留する外国人(以下「2号特定技能外国人」という。)に対しては、熟練した技能が求められます。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいうとされています。
- 当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認することとされています。

第3 受入れ機関の責務

(1) 関係法令の遵守

- 特定技能外国人の受入れ機関(以下「特定技能所属機関」という。)は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令・租税関係法令等を遵守することはもとより、第1章の目的を理解し、本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保し、また、本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保する責務があります。
- そこで、特定技能所属機関と外国人との間の雇用に関する契約(法第2条の5第1項に定める「特定技能雇用契約」をいう。以下同じ。)については、外国人の報酬額が日本人と同等額以上であることを含め所要の基準に適合していることが求められ、特定技能所属機関自身についても、特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして所要の基準に適合していることが求められます。
- また、特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れ後は、受入れ状況等について、地方出入国在留管理局に定期又は随時の届出を行わなければなりません。

(2) 支援の実施

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(以下「1号特定技能外国人支援」という。)を実施す

る義務があります。

- そのため、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画（法第2条の5第6項に規定する「1号特定技能外国人支援計画」をいう。以下同じ。）を作成しなければならず、1号特定技能外国人支援計画については、当該支援計画が所要の基準に適合していることが求められ、特定技能所属機関については、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施が確保されているものとして所要の基準に適合していることが求められます。
- 特定技能所属機関は、他の者に1号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託することができ、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託した場合は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準に適合しているとみなされます。

第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ

特定技能外国人の受入れの申請は、全国の地方出入国在留管理局（空港支局を除く。）で受け付けています。また、登録支援機関の登録申請についても同様です。

- 特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れる際の手続の流れは、別紙1の1及び別紙1の2のとおりです。

特定技能外国人の技能試験及び日本語試験の合格と、特定技能所属機関との特定技能雇用契約締結の先後関係については、基本的には、特定技能外国人が各試験に合格した後、特定技能所属機関との特定技能雇用契約を締結することが想定されます。もっとも、特定技能雇用契約を締結した上で、受験することもできますが、各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。

また、必要な各試験に合格した後に、特定技能所属機関との特定技能雇用契約を締結することが一般的であると思われませんが、各試験の合格前に内定を出すことは禁止されていません。この場合であっても、必要な各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。

在留諸申請に必要な書類の様式並びに記載例及び提出書類一覧表については、出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので、御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。

在留諸申請の方法は、在留資格認定書交付申請については、特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結した機関の職員が代理人となり行うこととなります。また、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、本人又は申請取次者


等が，地方出入国在留管理局に出頭して行わなければなりません。

在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが，在留資格変更許可申請又は
在留期間更新許可申請については，許可時に4,000円が必要です。

登録支援機関の登録申請に必要な書類の様式並びに記載例及び提出書類一覧表
については，出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので，御活用くださ
い。なお，掲載場所は，本節末尾の別表のとおりです。

登録支援機関の登録申請の方法については，地方出入国在留管理局に申請書類を
持参又は郵送により行うことができます。

別表（申請に必要な書類）

URL	QR コード
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00202.html	

第4節 特定技能外国人の受入れ後に特定技能所属機関等が行う手続

第1 特定技能所属機関

- 特定技能所属機関が特定技能外国人を受け入れた後に行わなければならない届出の概要は，別紙2のとおりです。


届出に必要な書類の様式について，出入国在留管理庁ホームページに掲載して
いますので，御活用ください。なお，掲載場所は，本節末尾の別表のとおりです。

第2 登録支援機関

- 登録支援機関が支援業務を開始した後に行わなければならない届出の概要は，別紙3のとおりです。

届出に必要な書類の様式について，出入国在留管理庁ホームページに掲載して
います。御活用ください。なお，掲載場所は，本節末尾の別表のとおりです。

別表（届出に必要な書類）

URL	QR コード
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html	

第3章 在留資格「特定技能」

第1節 「特定技能1号」

【関係規定】

(法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動)

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

1号特定技能外国人が従事する活動は、本邦の公私の機関(特定技能所属機関)との間の雇用に関する契約(特定技能雇用契約。法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。)に基づくものでなければなりません。

1号特定技能外国人が従事する活動は、特定産業分野に属する業務であつて、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務でなければなりません。

特定産業分野における相当程度の知識又は経験を要する技能とは、当該特定産業分野における相当期間の実務経験等を要する技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たすものをいいます。

1号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、1年、6月又は4月が付与されます。

許可がされる場合には、在留カードとともに、次の内容が記載された指定書が交付されます。

【指定内容】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

- ・本邦の公私の機関

氏名又は名称

株式会社

住 所

県 市 町 1 - 1

- ・特定産業分野

(複数の分野を指定する場合)主たる分野： ，従たる分野：
(参考) 従事する業務区分は， とする。

【留意事項】

特定技能雇用契約は、法第2条の5第1項から第4項までの基準に適合しているものでなければなりません。

特定技能外国人が、転職により指定書に記載された特定技能所属機関を変更する場合又は特定産業分野を変更する場合は、在留資格変更許可を受けなければなりません。

第2節 「特定技能2号」

【関係規定】

(法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動)

二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

- 2号特定技能外国人が従事する活動は、本邦の公私の機関（特定技能所属機関）との間の雇用に関する契約（特定技能雇用契約。法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。）に基づくものでなければなりません。

2号特定技能外国人が従事する活動は、特定産業分野に属する業務であつて、熟練した技能を要する業務でなければなりません。

特定産業分野における熟練した技能とは、当該特定産業分野における長年の実務経験等により身に付けた熟達した技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たすものをいいます。

なお、令和3年2月19日時点で、「特定技能2号」による外国人の受入れが可能となるのは、「建設分野」と「造船・船用工業分野」の2分野となっています。

「特定技能2号」は、「特定技能1号」よりも高い技能水準を持つ者に対して付与される在留資格ですが、当該技能水準を有しているかの判断は、あくまで試験の合格等によって行われることとなります。よって、「特定技能1号」を経れば自動的に「特定技能2号」に移行できるものでもなく、他方、試験の合格等により「特定技能2号」で定める技能水準を有していると認められる者であれば、「特定技能1号」を経なくても「特定技能2号」の在留資格を取得することができます。

2号特定技能外国人について、在留が許可される場合には、在留期間として、3年、

る分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載し、それ以外の特定産業分野の活動を2段目以降に「従たる分野」と記載した上で当該特定産業分野名を記載してください。

第4章 特定技能外国人に関する基準

第1節 「特定技能1号」

(1) 年齢に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、八及び二に該当することを要しない。

イ 18歳以上であること。

- 日本の労働法制上、18歳未満の労働者に関し、特別の保護規定を定めていることから、特定技能外国人についても18歳以上であることを求めるものです。

【留意事項】

外国人が18歳未満であっても、在留資格認定証明書交付申請を行うことは可能ですが、日本に上陸する時点においては、18歳以上でなければなりません。

なお、在留資格認定証明書の有効期間は、交付日から3か月以内であることから、外国人が18歳未満で在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、在留資格認定証明書の有効期間を考慮して申請を行うよう留意してください。

学歴については、特に基準は設けられていません。

(2) 健康状態に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実

習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、八及び二に該当することを要しない。

ロ 健康状態が良好であること。

特定技能外国人が、特定技能に係る活動を安定的かつ継続的に行うことを確保する観点等から、当該外国人の健康状態が良好であることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・健康診断個人票（参考様式第1 - 3号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・受診者の申告書（参考様式第1 - 3号（別紙）） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

新たに日本に入国する場合（在留資格認定証明書交付申請を行う場合）には、申請の日から遡って3か月以内に、日本で行おうとする活動を支障なく行うことができる健康状態にあることについて、医師の診断を受けなければなりません。

他方、技能実習生や留学生などで在留中の者が、「特定技能」へ在留資格を変更しようとする場合（在留資格変更許可申請を行う場合）には、申請の日から遡って1年以内に、日本の医療機関で医師の診断を受けていれば、診断書を提出することとして差し支えありません。

また、提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1 - 3号）と異なる形式でも構いませんが、検診項目としては、少なくとも、健康診断個人票（参考様式第1 - 3号）に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。

特に、診断項目のうち、「胸部エックス線検査」に異常所見がある場合には、喀痰検査を実施し、活動性結核でないことを確認することが求められます。

健康診断個人票（参考様式第1 - 3号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、その日本語訳も併せて提出してください。

受診者の申告書（参考様式第1 - 3号（別紙））は、健康診断を受診するに当たって、通院歴、入院歴、手術歴、投薬歴の全てを医師に申告したことの確認を求めるものであることから、健康診断受診後に作成することに留意してください。

（3）技能水準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、八及び二に該当することを要しない。

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

平成31年法務省令第7号附則第8条

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第12条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって行う同表の技能実習の項の下欄第2号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の在留資格(同法別表第1の4の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限り。)をもって在留した期間が1年を超える者であって、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

1号特定技能外国人について、従事しようとする業務に必要な「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。

試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定められています。

なお、技能実習2号を良好に修了しており、従事しようとする業務と技能実習2号の職種・作業に関連性が認められる場合には、技能水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています。

技能実習2号を修了した者には、技能実習法施行前の技能実習2号を修了した技能実習生や、在留資格「技能実習」が創設される前の「特定活動」(技能実習)をもって在留していた技能実習生(「研修」及び「特定活動」で在留した期間が2年10か月以上の者に限り。)も含まれます。

【確認対象の書類】

< 試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合 >

・ 分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し

* 詳細は本要領別冊(分野別)を参照してください。

- ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料
 - * 分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合
- < 技能実習 2 号を良好に修了した者であること等を証明する場合 >
- ・技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - * 技能検定等に合格している場合
 - * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）
- ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号）
 - * 技能検定等に合格していない場合
 - * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）

【留意事項】

分野の特性に応じ、分野別運用方針において、技能試験によらない方法による技能水準の評価を認めているものもあります。

技能試験は、国外で実施することを原則としていますが、国内試験も実施されます。

国内試験を受験できるのは在留資格を有して本邦に在留中の外国人であり、「短期滞在」の在留資格を有する者も含まれますが、不法残留者などの在留資格を有しない者は含まれません。なお、「特定技能」の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者（本節（5）を参照）については国内での受験資格は認められません。

試験に合格したとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したのではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではありません。

「特定技能」に係る在留資格の変更については、その変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされますが、一般的な在留資格への変更の場合と同様に、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断されます。

なお、原則として相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。

- ・「退学・除籍留学生」（所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）。）
 - ・「失踪した技能実習生」（在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）
 - ・「短期滞在」の在留資格を有する者
 - ・在留資格の活動を行うに当たって計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの（注 1）、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注 2）
- （注 1）その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの
- ・「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）

* 本章第3節(4)【留意事項】を参照

- ・「研修」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・「特定活動(日本の食文化海外普及人材育成事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」
- ・「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業)」
- ・「特定活動(インターンシップ)」
- ・「特定活動(サマージョブ)」

(注2) その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- ・「特定活動(外国人起業活動促進事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)
- ・「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)

分野ごとの試験等の詳細については、本要領別冊(分野別)を参照してください。

「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していること、又は、技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合(当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。)には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」(技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む。)を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。

「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています(詳細は本要領別紙4及び本要領別冊(分野別)を参照)。

技能実習2号修了者は、第2号技能実習計画において目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験を受検しなければなりません。また、実習実施者においては、技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととさ

れていること（技能実習法第9条第5号）に留意が必要です。

なお、技能実習法の適用がある技能実習生について、受検の申込みをしたものの、病気等のやむを得ない事情により受検ができなかったことにより、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）等においてその理由を説明いただくことになります。

当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調書（参考様式第1-2号）の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書（参考様式第1-2号）を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）のほか、評価調書（参考様式第1-2号）に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式）を提出いただいた上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能ですので、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。

（4）日本語能力に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、八及び二に該当することを要しない。
- 二 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

平成31年法務省令第7号附則第8条

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第12条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって行う同表の技能実習の項の下欄第2号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の在留資格（同法別表第1の4の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもって

在留した期間が1年を超える者であって、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

1号特定技能外国人について、「ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。

試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定められています。

なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています（試験免除）。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います（詳細は本要領別冊-介護分野の基準について-を参照願います。）

技能実習2号を修了した者には、技能実習法施行前の技能実習2号を修了した技能実習生や在留資格「技能実習」が創設される前の「特定活動」（技能実習）をもって在留していた技能実習生（「研修」及び「特定活動」で在留した期間が2年10か月を超えている者に限る。）も含まれます。

【確認対象の書類】

< 試験その他の評価方法により日本語能力水準を証明する場合 >

- ・ 日本語試験の合格証明書の写し
- ・ 分野別運用方針に定めるその他の評価方法により日本語能力を有することを証明する資料
 - * 分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合

< 技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合 >

- ・ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - * 技能検定等に合格している場合
 - * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）
- ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1 - 2号）
 - * 技能検定等に合格していない場合
 - * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）

【留意事項】

分野の特性に応じ、分野別運用方針において、複数の日本語試験の合格を求めているものもあります。

試験実施国以外の国籍を有する者が近隣国で実施される試験を受験することを妨げるものではありません。

分野ごとの試験等の詳細については、本要領別冊（分野別）を参照してください。

「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、第2号技能実習計画における目標である技能検定3級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、技能検定3級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。）には、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む。）を受けていない場合には、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等の事情により技能実習計画に定めた技能検定又は技能実習評価試験の受検ができず次の段階の技能実習を行うことができないために所属している実習実施者において引き続き業務に従事しながら当該検定等の受検を目的として在留資格「特定活動」で活動した場合などのように、当該活動が技能実習と実質的に同一であるものとして取り扱われたときは、当該活動に係る期間は技能実習を行った期間と取り扱います。

「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、分野別運用方針において定められています（詳細は、本要領別紙4及び本要領別冊（分野別）を参照）。

技能実習2号修了者は、第2号技能実習計画において目標として定めた技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験を受検しなければなりません。また、実習実施者においては、技能実習生が修得等した技能等の評価を技能検定等により行うこととされていること（技能実習法第9条第5号）に留意が必要です。

なお、技能実習法の適用がある技能実習生について、受検の申込みをしたものの、病気等のやむを得ない事情により受検ができなかったことにより、技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）等においてその理由を説明いただくこととなります。

当該外国人が過去に実習を行っていた実習実施者から評価調書（参考様式第1-2号）の提出を受けることができないなど、技能実習2号を良好に修了したことの証明ができない場合には、評価調書（参考様式第1-2号）を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）のほか、評価調書（参考様式第1-2号）に代わる文書として、例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式）を提出いただいた上で、出入国在留管理庁において、技能実習2号を良好に修了したか否かを総合的に評価することも可能ですので、まずは地方出入国

在留管理局に相談してください。

(5) 退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、八及び二に該当することを要しない。

ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域（出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条に定める地域をいう。以下同じ。）の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域の権限ある機関を定める件（平成31年法務省告示第85号）

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ホ及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第1号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第1条に定める地域の権限ある機関は、イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

- 入管法における退去強制令書が発付されて送還されるべき外国人について、自国民の引取り義務を履行しない等、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域の外国人の受入れは認められません。

【留意事項】

退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます（令和3年2月19日時点）。

- ・ イラン・イスラム共和国

(6) 通算在留期間に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、八及び二に該当することを要しない。

へ 特定技能（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）の在留資格をもって本邦に在留したことがある者にあっては、当該在留資格をもって在留した期間が通算して5年に達していないこと。

平成31年法務省令第7号附則第10条

この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号への期間には、附則第6条第1項各号に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

- 「特定技能1号」で在留できる期間が通算で5年以内であることを求めるものです。

【留意事項】

「通算」とは、特定産業分野を問わず、在留資格「特定技能1号」で本邦に在留した期間をいい、過去に在留資格「特定技能1号」で在留していた期間も含まれます。

次の場合は通算在留期間に含まれます。

- ・失業中や育児休暇及び産前産後休暇等による休暇期間
- ・労災による休暇期間
- ・再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む。）による出国期間
- ・「特定技能1号」を有する者が行った在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請中（転職を行うためのものに限る。）の特例期間
- ・平成31年4月の施行時の特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間

ただし、次の場合は通算在留期間に含まれません。

- ・再入国許可により出国（みなし再入国許可による出国を含む。）したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための上陸を拒否する措置などにより再入国することができなかった期間

この場合、新型コロナウイルス感染症の影響に関する申立書（参考様式第1-28号）を提出いただくことにより、その事情を考慮して通算在留期間に含めない取扱いとします。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化（倒産、人員整理、雇止め、採用内定の取消し等）等により、自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなり現在の在留資格で本邦に引き続き在留

することが困難となった外国人，又は，予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて帰国が困難となった外国人の本邦での雇用を維持するため，特定産業分野において，特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留資格「特定活動」で在留した期間

残余の特定技能雇用契約期間や在留期限にかかわらず，「特定技能1号」での通算在留期間が5年に達した時点で，以後の在留は認められないことに留意してください。

(7) 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 二 申請人又はその配偶者，直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が，特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して，保証金の徴収その他名目のいかなを問わず，金銭その他の財産を管理されず，かつ，特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず，かつ，締結されないことが見込まれること。

特定技能外国人又はその親族等が，保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられているなどの場合には，特定技能の適正な活動を阻害するものであることから，これら保証金の徴収等がないことを求めるものです。

「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず，金銭その他の財産を管理され」ないことについては，特定技能所属機関や登録支援機関のほか，職業紹介事業者などの特定技能雇用契約に基づく特定技能外国人の本邦における活動に関与する仲介事業者のみならず，本国及び日本の仲介事業者（ブローカー）等を含め，幅広く規制の対象とするものです（このため，本規定は特段主語を規定していません。）。

「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは，特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか，地方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において法令違反に係る相談をすること，休日に許可を得ずに外出すること，若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて，その違約金を定める契約，又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。

【確認対象の書類】

- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

特定技能外国人及びその親族等が，保証金の徴収や財産の管理をされ又は違約金契約を締結

させられていることなどを認識して特定技能雇用契約を締結して特定技能外国人を受け入れた場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして欠格事由に該当し5年間受入れができないこととなりますので雇用契約締結時に十分に確認を行ってください。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画における事前ガイダンスにおいて、保証金・違約金契約は違法であり、禁止されていることについて説明するとともに保証金の徴収等がないことを確認してください。また、保証金の徴収等が行われていることを確認した場合には、速やかに地方出入国在留管理局に情報提供を行ってください。

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）は、申請人が十分に理解できる言語に翻訳し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をすることが求められます。

本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。二国間取決めが作成された場合には、順次、出入国在留管理庁ホームページで、必要な情報等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、保証金等を徴収する悪質な仲介事業者（ブローカー）が関与することがないように当該情報を活用してください（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）

- また、技能実習制度では、本制度と同様に送出国政府との間で二国間取決めを作成し、送出国政府が認定した送出国機関について、外国人技能実習機構のホームページで公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページでも公表することとしていますので当該情報も御参照ください。

（8）費用負担の合意に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

三 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

五 食費、居住費その他名目のいかなを問わず申請人が定期的に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

特定技能外国人が入国前及び在留中に負担する費用について、その意に反して徴収されることを防止するために、当該外国人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるものです。

「特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること」については、特定技能外国人が不当に高額な費用を支払い、多額の借金を抱えて来日するといったことがないように設けられたものです。

費用の徴収は、各国の法制に従って適法に行われることが前提となりますが、旅券の取得等に要した費用など社会通念上、特定技能外国人が負担することに合理的な理由が認められるものについては、このルールにのっとって、外国の機関が費用を徴収することが求められます。したがって、特定技能所属機関が、職業紹介事業者や外国の機関の関与を経て、特定技能外国人を雇用する場合にあっては、当該特定技能外国人が外国の機関から徴収された費用の額及びその内訳について、特定技能外国人が十分に理解し合意を得た上で、当該費用が徴収されていることを確認することが求められます。

特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち食費については、提供される食事、食材等の提供内容に応じて、次のとおり、合理的な費用でなければなりません。

- ・ 食材、宅配弁当等の現物支給の場合：購入に要した額以内の額
- ・ 社員食堂での食事提供の場合：従業員一般に提供する場合に特定技能外国人以外の従業員から徴収する額以内の額
- ・ 食事の調理・提供の場合：材料費、水道・光熱費、人件費等の費用の提供を受ける者（特定技能外国人のみに限られない。）の人数で除した額以内の額

特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。

- ・ 自己所有物件の場合
実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額
- ・ 借上物件の場合
借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額

特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で特定技能外国人と同居している者（特定技能所属機関やその家族を含む。）の人数で除した額以内の額でなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1 - 6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

- ・徴収費用の説明書（参考様式第 1 - 9 号）
- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第 1 - 16 号）
- ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第 1 - 17 号） 10 か国語の翻訳様式を HP 掲載

【留意事項】

本邦に入国するに際して特定技能所属機関等に支払う費用について、特定技能外国人が、その額及び内訳を十分に理解した上で支払に合意していなければなりません。

特定技能所属機関は、入国後に当該外国人が定期的に負担する費用（住居費や食費等）について、その額及び内訳を十分に説明した上で、当該外国人から合意を得なければなりません。

特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書の写し（参考様式第 1 - 6 号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。

定期に負担する費用のうち徴収する居住費が高額である場合には、特定技能外国人が生活する上で支障を来すことも考えられるため、徴収する金額は、実費に相当する等適正な額でなければなりません。その費用額が高額である場合には、実費に相当する等適正な額であることについて疑義が生じることから、場合によっては追加的な立証をしていただくこととなります。

雇用条件書の写し（参考様式第 1 - 6 号）、雇用の経緯に係る説明書（参考様式第 1 - 16 号）及び1号特定技能外国人支援計画書（参考用紙第 1 - 17 号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名することが求められます。

（ 9 ） 本国において遵守すべき手続に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

- 四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

特定技能外国人が、特定技能に係る活動を行うに当たり、海外に渡航して労働を行う場合の当該本国での許可等、本国において必要な手続を遵守していることを求めるものです。

本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ、当該取決めにおいて「遵守すべき手続」が定められている場合には当該手続を経ていることが必要となります。

【留意事項】

二国間取決めにおいて、「遵守すべき手続」が定められた場合など必要な情報が示された場合には、出入国在留管理庁ホームページで、随時お知らせします（なお、二国間取決めを作成

した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。)

(10) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能1号)

- 六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・分野ごとに定める書類(本要領別冊(分野別)を参照)

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第2節 「特定技能2号」

(1) 年齢に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能2号)

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
 - イ 18歳以上であること。

- 日本の労働法制上、法定時間外労働や休日労働等の規制なく就労が可能となる年齢は18歳以上とされていることから、特定技能外国人についても18歳以上であることを求めるものです。

【留意事項】

特定技能外国人が18歳未満であっても、在留資格認定証明書交付申請を行うことは可能で

すが、当該外国人が日本に上陸する時点において、18歳以上でなければなりません。

なお、在留資格認定証明書の有効期間は、交付日から3か月以内であることから、特定技能外国人が18歳未満で在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、在留資格認定証明書の有効期間を考慮して申請を行うよう留意してください。

(2) 健康状態に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
- ロ 健康状態が良好であること。

- 特定技能外国人が、特定技能に係る活動を安定的かつ継続的に行うことを確保する観点等から、当該外国人の健康状態が良好であることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・健康診断個人票（参考様式第1-3号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・受診者の申告書（参考様式第1-3号（別紙）） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

新たに日本に入国する場合（在留資格認定証明書交付申請を行う場合）には、申請の日から遡って3か月以内に、日本で行おうとする活動を支障なく行うことができる健康状態にあることについて、医師の診断を受けなければなりません。

他方、技能実習生や留学生などで在留中の者が、「特定技能」へ在留資格を変更しようとする場合（在留資格変更許可申請を行う場合）には、申請の日から遡って1年以内に、日本の医療機関で医師の診断を受けていれば、当該診断書を提出することとして差し支えありません。

また、提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1-3号）と異なる形式でも構いませんが、検診項目としては、少なくとも、健康診断個人票（参考様式第1-3号）に記載した健康診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。

特に、診断項目のうち、「胸部エックス線検査」に異常所見がある場合には、喀痰検査を実施し、活動性結核でないことを確認することが求められます。

健康診断個人票（参考様式第1-3号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、その日本語訳も併せて提出してください。

受診者の申告書（参考様式第1-3号（別紙））は、健康診断を受診するに当たって、通院歴、入院歴、手術歴、投薬歴の全てを医師に申告したことの確認を求めるものであることから、健康診断受診後に作成することに留意してください。

(3) 技能水準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
- ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

2号特定技能外国人について、従事しようとする業務に必要な「熟練した技能」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていることを求めるものです。

試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定められています。

【確認対象の書類】

- ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し
 - * 詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。
- ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料
 - * 試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合
 - * 分野別運用方針において、付加的に実務経験等を求めている場合

【留意事項】

分野によっては、技能試験による評価方法に加えて、実務経験等の要件を付加的に求めているものもあります。

（4）退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。
- 二 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域の権限ある機関を定める件(平成31年法務省告示第85号)

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第1号ホ及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第1号ニの法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令(平成10年政令第178号)第1条に定める地域の権限ある機関は、イラン・イスラム共和国を除いた国の政府又は同条に定める地域の権限ある機関とする。

- 入管法における退去強制令書が発付されて送還されるべき外国人について、自国民の引取り義務を履行しない等、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域の外国人の受入れは認められません。

【留意事項】

退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域とは、告示で定める次の国・地域をいいます(令和3年2月19日時点)。

- ・ イラン・イスラム共和国

(5) 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能2号)

- 二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約が締結されておらず、かつ、締結されないことが見込まれること。

- 特定技能外国人又はその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられているなどの場合には、特定技能の適正な活動を阻害するものであることから、これら保証金の徴収等がないことを求めるものです。

「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され」ないことについては、特定技能所属機関や登録支援機関のほか、職業紹介事業者などの特定技能雇用契約に基づく特定技能外国人の本邦における活動に関与する仲介事業者のみならず、本国及び日本の仲介事業者(ブローカー)等を含め、幅広く規制の対象とするものです(このため、本規定は特段主語を規定していません。)

「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。

【確認対象の書類】

・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1 - 16号）

【留意事項】

特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理をされ又は違約金契約を締結させられていることなどを認識して特定技能雇用契約を締結して特定技能外国人を受け入れた場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして欠格事由に該当し5年間受入れができないこととなりますので、雇用契約締結時に十分に確認を行ってください。

本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。二国間取決めが作成された場合には、順次、出入国在留管理庁ホームページで、二国間取決め作成に係る情報等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、保証金等を徴収する悪質な仲介事業者（ブローカー）が関与することがないように当該情報を活用してください（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）

- また、技能実習制度では、本制度と同様に送出国政府との間で二国間取決めを作成し、送出国政府が認定した送出国機関について、外国人技能実習機構のホームページで公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページでも公表することとしていますので、当該情報も御参照ください。

雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1 - 16号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人がその内容を理解した上で署名していることが求められます。

（6）費用負担の合意に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

三 申請人が特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあっては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること。

五 食費、居住費その他名目のいかなる申請人が定期的に負担する費用について、当該

申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。

特定技能外国人が入国前及び在留中に負担する費用について、その意に反して徴収されることを防止するために、当該外国人が負担する費用の額及び内訳を十分に理解して合意していることを求めるものです。

「特定技能雇用契約の申込みの取次ぎ又は外国における法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の準備に関して外国の機関に費用を支払っている場合にあつては、その額及び内訳を十分に理解して当該機関との間で合意していること」については、特定技能外国人が不当に高額な費用を支払い、多額の借金を抱えて来日するといったことがないように設けられたものです。

費用の徴収は、各国の法制に従って適法に行われることが前提となりますが、旅券の取得等に要した費用など社会通念上、特定技能外国人が負担することに合理的な理由が認められるものについては、このルールにのっとり、外国の機関が費用を徴収することが求められます。したがって、特定技能所属機関が、職業紹介事業者や外国の機関の関与を経て、特定技能外国人を雇用する場合にあつては、当該特定技能外国人が外国の機関から徴収された費用の額及びその内訳について、特定技能外国人が十分に理解し合意を得た上で、当該費用が徴収されていることを確認することが求められます。

特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち食費については、提供される食事、食材等の提供内容に応じて、次のとおり、合理的な費用でなければなりません。

- ・ 食材、宅配弁当等の現物支給の場合：購入に要した額以内の額
- ・ 社員食堂での食事提供の場合：従業員一般に提供する場合に特定技能外国人以外の従業員から徴収する額以内の額
- ・ 食事の調理・提供の場合：材料費、水道・光熱費、人件費等の費用の提供を受ける者（特定技能外国人のみに限られない。）の人数で除した額以内の額

特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、次のとおりでなければなりません。

- ・ 自己所有物件の場合
実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額
- ・ 借上物件の場合
借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する特定技能外国人の人数で除した額以内の額

特定技能外国人が定期的に負担する費用のうち水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で特定技能外国人と同居している者（特定技能所属機関やその家族を含む。）の人数で除した額以内の額でなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・雇用条件書の写し（参考様式第1 - 6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・徴収費用の説明書（参考様式第1 - 9号）
- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1 - 16号）

【留意事項】

本邦に入国するに際して特定技能所属機関等に支払う費用について、特定技能外国人が、その額及び内訳を十分に理解した上で支払に合意していなければなりません。

特定技能所属機関は、入国後に当該外国人が定期的に負担する費用（住居費や食費等）について、その額及び内訳を十分に説明し、当該外国人から合意を得なければなりません。

特定技能外国人の給与から定期的に負担する費用を控除する場合は、雇用条件書の写し（参考様式第1 - 6号）に控除する費用の名目及び額を確実に明記し、特定技能外国人が控除される費用の名目及び額を十分に理解できるようにしなければなりません。

定期的に負担する費用のうち徴収する居住費が高額である場合には、特定技能外国人が生活する上で支障を来すことも考えられるため、徴収する金額は、実費に相当する等適正な額でなければなりません。その費用額が高額である場合には、実費に相当する等適正な額であることについて疑義が生じることから、場合によっては追加的な立証をしていただくこととなります。

雇用条件書の写し（参考様式第1 - 6号）及び雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1 - 16号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。

（7）本国において遵守すべき手続に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

- 四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。

- 特定技能外国人が、特定技能に係る活動を行うに当たり、海外に渡航して労働を行う場合の当該本国での許可等、本国において必要な手続を遵守していることを求めるものです。

本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしているところ、当該取決めにおいて「遵守すべき手続」が定められている場合には当

該手続を経ていることが必要となります。

【留意事項】

二国間取決めにおいて、「遵守すべき手続」が定められた場合など必要な情報が示された場合には、出入国在留管理庁ホームページで、随時お知らせします（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）。

(8) 技能実習により修得等した技能等の本国への移転に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能2号）

六 技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者にあつては、当該在留資格に基づく活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。

平成31年法務省令第7号

附則第9条

この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第6号の規定の適用については、前条第2項に規定する特定活動の在留資格で在留していた者も同様とする。

附則第8条

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の特定活動の在留資格（同法別表第1の4の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもって在留した期間が1年を超える者であつて、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

○ 技能実習の活動に従事していた者が「特定技能2号」の許可を受けようとする場合には、技能実習において修得等した技能等を本国へ移転することに努めると認められることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・技能移転に係る申告書（参考様式第1-10号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

「努めるものと認められること」とは、本邦で修得等した技能等の本国への移転に努めることが見込まれることをいい、実際に本国への移転を行い成果を挙げることまでを求めるもので

はありません。

「技能実習の在留資格をもって本邦に在留していたことがある者」には、「技能実習」の在留資格が施行された平成22年7月前の「特定活動」(技能実習)をもって在留していた者も含まれます(平成31年法務省令第7号附則第9条)。

技能移転の申告書(参考様式第1-10号)は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解して署名していることが求められます。

(9) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

上陸基準省令(特定技能2号)

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類(本要領別冊(分野別)を参照)

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い

在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、法務大臣が変更や更新が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されることとなっており、この判断については法務大臣の自由な裁量に委ねられ、外国人が行おうとする活動、活動の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行われます。判断に当たっては、在留資格該当性(第3章を参照)、上陸基準省令(本章第1節及び第2節を参照)のほか、次の事項についても考慮されることとなります。なお、これらの全てに該当する場合であっても、全ての事情を考慮した結果、変更や更新が許可されないこともあります。

(1) 入管法に定める届出義務の履行に関するもの

法第19条の7から第19条の13まで、第19条の15及び第19条の16に規定する在留カードの記載事項に関する届出、紛失等による在留カードの再交付申

請，在留カードの返納，所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

特定技能所属機関においても，1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては，特定技能外国人にこれらの義務について十分に理解させることが求められます。

(2) 納税義務のほか公的義務の履行に関するもの

納税義務がある場合には，当該義務を履行していることが求められ，納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば，納税義務不履行により刑に処せられている場合のみならず，納税義務を履行していないことが判明し，納税義務を履行するよう助言・指導されたにもかかわらず，引き続き納税義務を履行していない場合（ただし，納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合を除く。）には消極的な要素として評価されることとなります。

社会保険についても，特定技能外国人（特定技能外国人になろうとする者を含む。この節において以下同じ。）が国民健康保険や国民年金に加入している又は加入していた場合は，国民健康保険や国民年金の保険料を納付していることが求められ，保険料を一定程度納付していない場合には消極的な要素として評価されることとなります。例えば，特定技能外国人が国民健康保険や国民年金の保険料を一定程度滞納していることが判明し，保険料を納付するよう助言・指導があったにもかかわらず，引き続き国民健康保険や国民年金の保険料を納付していない場合（ただし，国民健康保険料（税）の納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）又は国民年金保険料の免除制度の適用を受けている場合を除く。）には消極的な要素として評価されることとなります。

特定技能所属機関においても，雇入時の労働条件の明示や1号特定技能外国人支援計画の実施に当たっては，納税義務や社会保険料の納付義務の履行について，特定技能外国人に十分に理解させることが求められます。

【確認対象の書類】

国税

確定申告をしていない場合

- ・直近1年分の個人住民税の課税証明書
- ・住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票

* 確定申告が必要な場合については，【留意事項】を参照

確定申告をしている場合

- ・源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，

相続税，贈与税を税目とする納税証明書（その3）

- ・上記税目のうち，未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で，備考欄に換価の猶予，納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの

* 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合
地方税

- ・直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書

- ・納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

* 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

国民健康保険

- ・国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

- ・国民健康保険料（税）納付証明書

- ・納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

* 納付（税）緩和措置（換価の猶予，納付の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合

国民年金

- ・被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

- ・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

* 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は，被保険者記録照会回答票の提出は不要です。

* 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付）への納付記録の反映までに時間を要することから，反映前に提出する場合は，被保険者記録照会（納付）に加え，該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。

上記のいずれかに滞納がある場合

- ・公的義務履行に関する誓約書（参考様式第1 - 26号）

- ・納付緩和措置（換価の猶予，納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることその他納付できないことにやむを得ない事情があることを疎明する資料

* 「疎明する資料」の詳細については，地方出入国在留管理局にお問合せください。

【留意事項】

- 日本に在留する留学生等の外国人を特定技能外国人として雇用する場合には，納税義務や社会保険料納付義務が履行されていないと，在留資格変更許可申請の審査に時間を要するほか，許可がされないこととなりますので，採用予定者がこれらの公的義務を履行しているかをあらかじめ確認してください。なお，税や社会保険料の納付意思を有し，納付に向けた手続を行っているものの，在留期限から2か月後までに納付を行うことができないことにやむを得ない事情がある場合には在留資格変更許可申請時に関係資料（【確認対象の書類】の「上記のい

れかに滞納がある場合」を参照)を提出してください。

留学生から特定技能へ移行する場合など、外国人が同一年内に複数の勤務先からの収入があるなどの場合には、現在の勤務先又は最寄りの税務署に対して確定申告を行う必要がないか確認が必要です。

- 特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を、特定技能所属機関が納入していないことに起因して、個人住民税の未納があることが判明した場合には、特定技能基準省令第2条第1項第1号の規定に基づき、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守している旨の基準に適合していないものとして取り扱われます(特定技能外国人本人が納税義務を履行していないものとは評価しません。)

国民健康保険料(税)納付証明書は、特定技能外国人が居住する市区町村(特別区を含む。)へ申請してください。

被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会(納付)は、日本年金機構の納付記録交付担当係(郵送申請・交付)又は年金事務所(窓口申請・郵便交付)へ申請してください。交付を急ぐ場合は最寄りの年金事務所へ御相談ください。

(3) 素行が不良でないこと

素行については、善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価され、具体的には、退去強制事由に準ずるような刑事処分を受ける行為、不法就労をあっせんするなど出入国在留管理行政上看過することのできない行為を行った場合は、素行が不良であると判断されることとなります。

(4) 外国人のこれまでの在留活動の状況、在留の必要性等に関すること

分野別運用方針に定める技能試験又は日本語試験の国内試験に合格したとしてもそのことをもって「特定技能」への在留資格変更の許可を受けることが保証されるものではなく、外国人のこれまでの在留活動の状況や在留の必要性等を考慮した上、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされます。

なお、原則として、相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。

- ・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。))
- ・「失踪した技能実習生」(在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。)
- ・「短期滞在」の在留資格を有する者
- ・在留資格の活動を行うに当たって計画(以下「活動計画」という。)の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定さ

れていないもの（注1）、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注2）

（注1）その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

- ・「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・「研修」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・「特定活動（日本の食文化海外普及人材育成事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」
- ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」
- ・「特定活動（インターンシップ）」
- ・「特定活動（サマージョブ）」

（注2）その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
- ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）

技能実習中の者（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）は、原則として「特定技能」への在留資格変更は認められません。ただし、計画の途中で技能実習を終了し、特定技能へ移行することについてやむを得ない事情がある場合には、まずは地方出入国在留管理局に相談してください。

「やむを得ない事情」とは、例えば、本人が技能実習2号修了後に特定技能1号への移行を希望していたものの、特定技能所属機関の経営上の都合により特定技能1号の採用が取りやめになったことに起因して技能実習3号へ移行した場合などが想定されます。

なお、技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の都合により、技能実習を行わせることが困難となった場合等においては、責任を持って監理団体等が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の実習継続に向けた円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられていますので、御留意ください（技能実習法第51条）。

また、技能実習2号を良好に修了した技能実習生の進路については、技能実習生が最善の選択をできるよう、監理団体及び実習実施者において必要な情報を提供するとともに、技能実習生の意思を十分に尊重した対応をとることが求められます。

第5章 特定技能所属機関に関する基準等

第1節 特定技能雇用契約の内容の基準

【関係規定】

法第2条の5

別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約(以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。)は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項
- 2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

特定技能雇用契約は、特定技能外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項のほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項が適切に定められているものとして、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(以下「特定技能基準省令」という。)で定める基準に適合するものでなければなりません。

また、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設(社員住宅、診療施設、保養所、体育館など)の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはなりません。

第1 雇用関係に関する事項に関するもの

(1) 従事させる業務に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上

の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

- 1号特定技能外国人については、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能として分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません。

2号特定技能外国人については、熟練した技能として分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能雇用契約書の写し（参考様式第1-5号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載
- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第1-6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

各分野における「従事させる業務」に関する留意事項は、本要領別冊（分野別）を参照してください。

従前の特定産業分野の範囲内で業務区分に変更が生じた場合は、特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）をもって、変更後の業務区分について届け出るとともに、変更後の業務区分に対応する相当程度の知識若しくは経験を要する技能を有していること又は熟練した技能を有していることを証明する資料（技能試験の合格証明書）を添付しなければなりません。

なお、業務区分の変更が、特定産業分野の変更を伴う場合にあっては、在留資格変更許可申請を行わなければならないことに留意してください。

特定技能雇用契約書の写し（参考様式第1-5号）及び雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していることが求められます。

（2）所定労働時間に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 二 外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。

特定技能外国人の所定労働時間は、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・雇用条件書（参考様式第1 - 6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

<変形労働時間制で雇用する場合>

・特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し

・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し

【留意事項】

「所定労働時間」とは、雇用契約や就業規則で定められた労働時間（休憩時間は含まない。）をいいます。なお、特定技能所属機関が就業規則を作成している場合は、当該就業規則に定められたものをいいます。

「通常の労働者」とは、いわゆる「フルタイム」で雇用される一般の労働者をいい、アルバイトやパートタイム労働者は含まれません。

本制度における「フルタイム」とは、原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であることをいいます。

特定技能外国人はフルタイムで業務に従事することが求められることから、複数の企業が同一の特定技能外国人を雇用することはできません。

雇用条件書（参考様式第1 - 6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（3）報酬等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

三 外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。

四 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。

特定技能外国人の報酬の額が同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上であることを求めるものです。

特定技能外国人に対する報酬の額については、外国人であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、当該外国人が任される職務内容やその職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報

酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。なお、これにより、外国人労働者と比較した際に、日本人労働者に不当に安い賃金を支払う結果とならないように留意してください。

同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合については、特定技能外国人に対する報酬の額が日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であるということについて、賃金規程がある場合には同規程に照らした個々の企業の報酬体系の観点から、賃金規程がない場合には、例えば、当該外国人が任される職務内容やその職務に対する責任の程度が最も近い職務を担う日本人労働者と比べてどのように異なるかという観点から、説明を行うこととなります。

外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設（社員住宅、診療施設、保養所、体育館など）の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないことも求められます。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第 1 - 4 号）
- ・ 雇用条件書の写し（参考様式第 1 - 6 号） 10 か国語の翻訳様式を HP 掲載

【留意事項】

「報酬」とは「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、一般的に通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものは除く。）は含まれません。

特定技能外国人は、技能実習 2 号修了者であればおおむね 3 年間、技能実習 3 号修了者であればおおむね 5 年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事しようとする業務について、おおむね 3 年程度又は 5 年程度の経験者として取り扱う必要があります。技能実習生として受け入れたことがある者を特定技能外国人として雇用する場合、技能実習 2 号修了時の報酬額を上回することはもとより、実際に 3 年程度又は 5 年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額とも比較し、適切に設定する必要があります。

留学生等であった者や他の受入れ機関において受け入れられていた技能実習生を新たに雇用する場合には、雇用する特定技能所属機関の就業規則等に従って賃金を適切に設定する必要があります。

雇用条件書（参考様式第 1 - 6 号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（ 4 ）一時帰国のための有給休暇取得に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第 1 条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第 2 条の 5 第 1 項の法務省令で定める基準

のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

五 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。

特定技能所属機関は、特定技能外国人から一時帰国の申出があった場合は、事業の適正な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、何らかの有給の休暇を取得することができるよう配慮を求めるものです。例えば、既に労働基準法上の年次有給休暇を全て取得した特定技能外国人から、一時帰国を希望する申出があった場合にも、追加的な有給休暇の取得や無給休暇を取得することができるよう配慮することが望まれます。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

「有給休暇」とは、労働基準法第39条に定める年次有給休暇を含む一般の有給休暇をいいます。

「業務上やむを得ない事情」とは、特定技能外国人が担当する業務が他の労働者が代替することが不可能な業務であって、休暇取得希望日に当該外国人が業務に従事しなければならないことについて合理的な理由がある場合をいいます。

特定技能外国人から一時帰国の申出があった場合は、必要な有給又は無給休暇を取得させることを特定技能雇用契約で定めることとしてください。

特定技能外国人が一時帰国のために休暇を取得したことを理由に、就労上の不利益な扱いをしていることが判明した場合は、本基準に不適合となることもあり得ますので、留意してください。

業務上やむを得ない事情により、一時帰国休暇の取得を認めない場合は、代替日を提案するなどの配慮をするよう留意してください。

特定技能外国人の家族が「短期滞在」で来日した場合には、家族と過ごす時間を確保することができるようにするため、家族の滞在中は有給休暇を取得することができるよう、配慮しなければなりません。

雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（5）派遣先に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の

労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

六 外国人を労働者派遣等(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。))第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第11項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。)の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。

- 特定技能外国人を労働者派遣法又は船員職業安定法に基づき派遣労働者として雇用する場合は、当該外国人の派遣先及び派遣の期間が定められていることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・労働者派遣契約書の写し
- ・派遣計画書(参考様式第1-12号)
- ・就業条件明示書の写し(参考様式第1-13号)

【留意事項】

分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから(令和3年2月19日時点)、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。

「労働者派遣」とは、次のものをいいます。

労働者派遣法第2条第1号

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。

船員職業安定法第6条第11項

この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。

特定技能所属機関は、特定技能外国人を派遣労働の対象とする場合は、労働者派遣法又は船員職業安定法の基準を遵守して派遣を行わなければなりません。また、派遣事業の許可を得ていることはもちろんのこと、労働者派遣法の規定に基づき、特定技能外国人に就業条件を明示しなければなりません。

(参考1)労働者派遣法第34条

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

2 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣

労働者に係るもの

(参考2) 労働者派遣法第26条

労働者派遣契約の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

4 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

派遣先及び派遣期間については、原則として、地方出入国在留管理局への在留諸申請の際に定まっていなければなりません。

ただし、特定技能外国人の受入れ後に、地方出入国在留管理局への在留諸申請の際に提出した派遣計画書(参考様式第1-12号)に記載のない派遣先に派遣を行う場合には、あらかじめ特定技能雇用契約の変更の届出を行ってください。なお、新たな派遣先が基準に適合しない場合は、当該派遣先への派遣を停止するよう助言・指導が行われます。

派遣を行う場合は、本章第2節第1(12)の基準に適合していることも求められます。

(6) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類(本要領別冊(分野別)を参照)

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関するもの

(1) 帰国担保措置に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

2 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

- 一 外国人が特定技能雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関が、当該旅費を負担するとともに、当該特定技能雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

- 特定技能外国人が特定技能雇用契約の終了後に帰国する際の帰国費用については本人負担が原則となりますが、当該外国人がその帰国費用を負担することができない場合は、特定技能所属機関が帰国費用を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

「旅費を負担することができないとき」とは、特定技能外国人が自ら帰国費用を負担することができない場合をいい、帰国することとなった原因（行方不明となった場合を除く。）を問いません。

「必要な措置」とは、帰国旅費を負担することのほか、帰国のための航空券の予約及び購入、帰国するまでに必要に応じて行うべき生活支援を含む措置を講ずることをいいます。

特定技能所属機関は、経営上の都合等により帰国費用を負担することが困難となった場合に備えて第三者（登録支援機関や関連企業等）と協定を結ぶなどしておくことが望まれます。

帰国旅費を確保しておくために、特定技能外国人の報酬から控除するなどして積み立てて特定所属機関が管理することは、金銭その他の財産の管理に当たり得るものであることから、認められません。

雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名していなければなりません。

（2）健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

2 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。

- 二 特定技能所属機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること。

- 特定技能外国人が安定的に日本で就労活動を行うことができるよう、当該外国人の健康状況その他の生活状況を把握するために必要な措置を講じることを求めるものです。

【留意事項】

「健康状況の把握のための措置」とは、労働安全衛生法に定める雇入れ時の健康診断や雇用期間中の定期健康診断を適切に実施すること、健康状況に問題がないかを定期的に特定技能外国人から聞き取りを行うなどの措置を講じることをいいます。

「その他の生活の状況の把握のための措置」とは、緊急連絡網を整備したり、定期的な面談において、日常生活に困っていないか、トラブルに巻き込まれていないかなどを確認することをいい、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援とともに実施していただいても差し支えありません。

(3) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第1条

- 2 法第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち外国人の適正な在留に資するために必要な事項に係るものは、次のとおりとする。
- 三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準

【関係規定】

法第2条の5

- 3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定

技能雇用契約」という。)の適正な履行

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして特定技能基準省令で定める基準に適合するものでなければなりません。

第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの

(1) 労働，社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 一 労働，社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。

特定技能所属機関が労働関係法令，社会保険関係法令及び租税関係法令を遵守していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

労働関係法令の遵守

< 労働保険の適用事業所の場合 > * 原則として2年に1回の提出(注)

(初めて受入れる場合)

- ・労働保険料等納付証明書(未納なし証明)

(受入れを継続している場合)

- ・領収証書の写し(直近2年分)又は口座振替結果通知ハガキ(直近2年分)

* 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。

- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し(上記の領収証書等に対応する分)

* 労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し(直近2年分)及び「労働保険料等納入通知書」の写し(前記の領収書等に対応する分)

< 雇用契約の成立の経緯 >

- ・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)

* あっせんする者の有無にかかわらず提出

- ・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの

* あっせんする者がある場合のみ提出

社会保険関係法令の遵守

< 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合 > * 原則として2年に1回の提出(注)

・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票

*健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。

*健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。

*健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。

・納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し

*猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合

<健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合> *原則として2年に1回の提出（注）

・事業主本人の国民健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・事業主本人の国民健康保険料（税）納付証明書

・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し

*納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合

・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。）

*国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。

*国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。

租税関係法令の遵守

<法人の場合> *原則として2年に1回の提出（注）

（国税）

・税目を源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3）

・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予，納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの

*納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）を受けている場合

(地方税)

- ・税目を法人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分,受入れを継続している場合には直近2年分)
- ・納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し
 - *納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

<個人事業主の場合> *原則として2年に1回の提出(注)

(国税)

- ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税,申告所得税及び復興特別所得税,消費税及び地方消費税,相続税,贈与税とする納税証明書(その3)
- ・上記税目のうち,未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で,備考欄に換価の猶予,納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの
 - *納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)を受けている場合

(地方税)

- ・税目を個人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分,受入れを継続している場合には直近2年分)
- ・納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し
 - *納税緩和措置(換価の猶予,納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合

(注)上記の保険料及び税のいずれにも滞納がない場合に限り,領収書や証明書等の提出は原則として2年に1回とし,提出を省略する当該申請においては,公的義務履行に関する説明書(参考様式第1-27号)の提出が必要(保険料及び税のいずれかに滞納がある場合には提出を省略することはできず上記に応じた領収書や証明書等の提出が必要)です。

なお,地方出入国在留管理局は,特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり,必要に応じ,領収書や証明書の提出が求められることがあります。

【留意事項】

労働関係法令を遵守しているとは,具体的には次の場合をいいます。

- ・労働基準法等の基準にのっとり特定技能雇用契約が締結されていること
- ・雇用保険及び労災保険の適用事業所である場合は,当該保険の適用手続及び保険料の納付を適切に行っていること。労働保険料等納付証明書(未納なし証明)は,都道府県労働局へ申請してください。なお,労働保険の保険料の未納があった場合であっても,地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納付手続を行った場合には,労働関係法令を遵守しているものと評価されますので,必要な手続を行ってください。
- ・特定技能外国人との雇用契約に当たり,その成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては,職業安定法第30条,第33条及び第33条の3の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人のおっせんを受けていること(特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は,職業紹介事業者が同法第34条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること)。

社会保険関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。

なお、社会保険料の未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき保険料を納付した場合には、社会保険関係法令を遵守しているものと評価されますので、未納となっている保険料を納付してください。

<健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合>

- ・特定技能所属機関が、健康保険及び厚生年金保険の加入手続、雇用する従業員の被保険者資格取得手続を行っており、所定の保険料を適切に納付（猶予制度（分割納付）の許可を得ている場合を含む。）していること。

* 猶予制度（分割納付）の許可を得ている場合とは、納付の猶予許可又は換価の猶予許可を受けている場合をいいます。

<健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではない場合>

- ・特定技能所属機関（事業主本人）が、国民健康保険及び国民年金に加入し、所定の保険料を適切に納付（国民健康保険料（税）の納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）又は国民年金保険料の免除制度の適用を受けている場合を含む。）していること。

社会保険料納入状況照会回答票、被保険者記録照会回答票及び被保険者記録照会（納付）は、日本年金機構の納付記録交付担当係（郵送申請・交付）又は年金事務所（窓口申請・郵送交付）へ申請してください。交付を急ぐ場合は、最寄りの年金事務所へご相談ください。

租税関係法令を遵守しているとは、具体的には以下の場合をいいます。

納付すべき税に未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納付した場合には、租税関係法令を遵守しているものと評価されますので、税務署等において相談の上、必要な手続を行ってください。

また、特定技能外国人から特別徴収をした個人住民税を、特定技能所属機関が納入していないことに起因して、個人住民税の未納があることが判明した場合には、租税関係法令を遵守しているものとは評価しません。

（法人の場合）

- ・特定技能所属機関が、国税（源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税）及び地方税（法人住民税）を適切に納付（納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）を受けている場合を含む。）していること。

（個人事業主の場合）

- ・特定技能所属機関が、国税（源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税）及び地方税（個人住民税）を適切に納付（納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）を受けている場合を含む。）していること。

法令を遵守していないことにより、関係行政機関から指導又は処分を受けた場合は、その旨を届け出てください。

特に、労働関係法令に違反する行為は、欠格事由（不正行為）の対象となり、5年間特定技能外国人の受入れが認められないこととなり得ることから、法令を遵守した受入れを行うよう留意してください。

(2) 非自発的離職者の発生に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

二 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。

イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者

ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者

八 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させる場合に限る。）された者

二 自発的に離職した者

特定技能所属機関が、現に雇用している国内労働者を非自発的に離職させ、その補填として特定技能外国人を受け入れることは、人手不足に対応するための人材の確保という本制度の趣旨に沿わないことから、特定技能外国人に従事させる業務と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないことを求めるものです。

特定技能雇用契約の締結の日の前1年以内のみならず、特定技能雇用契約を締結した後も非自発的離職者を発生させていないことが求められます。

【確認対象の書類】

・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）*原則として3年に1回の提出

【留意事項】

「特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者」とは、特定技能所属機関にフルタイムで雇用されている日本人労働者、中長期在留者及び特別永住者の従業員（パートタイムやアルバイトを含まない。）をいい、特定技能外国人が従事する業務と同様の業務に従事していた者をいいます。

「非自発的に離職させた」とは、具体的には次のものに該当する場合をいいます。なお、非自発的離職者を1名でも発生させている場合は、基準に適合しないこととなります。

・人員整理を行うための希望退職の募集又は退職勧奨を行った場合（天候不順や自然災害の発

生，又は，新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響により経営上の努力を尽くしても雇用を維持することが困難な場合は除く。）

- ・労働条件に係る重大な問題（賃金低下，賃金遅配，過度な時間外労働，採用条件との相違等）があったと労働者が判断したもの
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥，嫌がらせ等）があった場合
- ・特定技能外国人の責めに帰すべき理由によらない有期労働契約の終了
非自発的離職者を発生させた場合は，後記第7章第4節に規定する「受入れ困難に係る届出」を行わなければならないことにも留意してください。

（3）行方不明者の発生に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

- 三 特定技能雇用契約の締結の前1年以内又はその締結の日以後に，当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により，外国人の行方不明者を発生させていないこと。

特定技能所属機関が雇用する外国人について責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている場合には，当該機関の受入れ体制が十分であるとはいえないことから，雇用契約締結の日の前1年以内及び当該契約締結後に行方不明者を発生させていないことを求めるものです。

特定技能雇用契約の締結の日の1年前のみならず，特定技能雇用契約を締結した後も外国人の行方不明者を発生させていないことをいいます。

【確認対象の書類】

- ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）*原則として3年に1回の提出

【留意事項】

「外国人」とは，受け入れた特定技能外国人をいい，また，実習実施者として受け入れた技能実習生も含まれます。

「責めに帰すべき事由」があるとは，特定技能所属機関が，雇用条件どおりに賃金を適正に支払っていない場合や1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していない場合など，法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に，特定技能外国人が行方不明となった場合をいいます。そのような法令違反や基準に適合しない行為が行われていた場合には，人数に関係なく，特定技能外国人の行方不明者を1人でも発生させていれば，本基準に適合しないこととなります。

特定技能所属機関が，技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の実習実施機関

を含む。)として、特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、受け入れた技能実習生について責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させた場合にも、本基準に適合しないこととなります。

行方不明者を発生させた特定技能所属機関が、基準に適合しないことを免れるために、別会社を作った場合は、実質的に同一の機関であると判断して、当該別会社も行方不明者を発生させた機関として、取り扱うことがあります。

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を適切に履行するだけでなく、特定技能外国人からの相談に真摯に応じ、当該外国人の安定した生活・就労が確保されるよう適切な対応を行うなどし、外国人の行方不明の発生防止に努めなければなりません。

雇用する特定技能外国人が行方不明となった場合は、後記第7章第4節に規定する「受入れ困難に係る届出」を行わなければならないことにも留意してください。

(4) 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(1) 労働基準法第117条(船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。)、第118条第1項(労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定

(2) 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。)、第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)

(3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号

- を除く。)及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- (4) 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
 - (5) 法第71条の3, 第71条の4, 第73条の2, 第73条の4から第74条の6の3まで, 第74条の8及び第76条の2の規定
 - (6) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - (7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
 - (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条, 第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (9) 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
 - (10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
 - (11) 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条, 第49条(第1号を除く。)及び第51条(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
 - (12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条, 第20条及び第21条(第3号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
 - (13) 育児休業, 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条から第65条までの規定
 - (14) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条, 第33条及び第34条(第3号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
 - (15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第108条, 第109条, 第110条(同法第44条の規定に係る部分に限る。), 第111条(第1号を除く。)及び第112条(第1号(同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第6号から第11号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定
 - (16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条, 第119条及び第121条の規定, 船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。)により, 又は刑法(明治40年法律第45号)第204条, 第206条, 第208条, 第208条の2, 第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年

法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

二 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

次のいずれかに該当する場合には、欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

禁錮以上の刑に処せられた者

出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者

暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者

社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者

いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。

【確認対象の書類】

< 法人の場合 >

・ 登記事項証明書 * 原則として3年に1回の提出

・ 役員の住民票の写し * 原則として3年に1回の提出

* 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。

・ 特定技能所属機関の役員の誓約書(参考様式第1-23号)

* 住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合

< 個人事業主の場合 >

・ 個人事業主の住民票の写し * 原則として3年に1回の提出

* 未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

住民票の写しは、マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。外国人(特別永住者を除く。)の場合は、国籍(国又は地域)、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載された

もの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。

役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。参考様式第1 - 23号参照。）の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として欠格事由に該当し得ることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合もあります。

（５）実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が口又は二に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ウにおいて同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

- 実習実施者として技能実習生を受け入れていた際に実習認定の取消しを受けた場合、当該取消日から5年を経過しない者（取り消された者の法人の役員であった者を含む。）は、特定技能所属機関になることはできません。

なお、技能実習法施行前の技能実習制度において、不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及んだ場合、後記（7）の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として、当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は、特定技能所属機関にな

ることはできません。

【確認対象の書類】

< 法人の場合 >

- ・ 登記事項証明書 * 原則として 3 年に 1 回の提出
- ・ 役員の住民票の写し * 原則として 3 年に 1 回の提出

< 個人事業主の場合 >

- ・ 個人事業主の住民票の写し * 原則として 3 年に 1 回の提出

【留意事項】

欠格事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。

(6) 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第 2 条

法第 2 条の 5 第 3 項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

リ 特定技能雇用契約の締結の日前 5 年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- (1) 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
- (2) 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
- (3) 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
- (4) 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
- (6) 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第 3 章第 1 節若しくは第 2 節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第 4 節の規定による上陸の許可若しくは法第 4 章第 1 節若しくは第 2 節若しくは第 5 章第 3 節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- (7) 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
- (8) 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活

において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為

(9) 法第 19 条の 18 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

(10) 法第 19 条の 20 第 1 項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

(11) 法第 19 条の 21 第 1 項の規定による処分に違反する行為

(その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として想定されるもの)

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為	
イ	外国人に法第 24 条第 3 号の 4 イから八までに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、またはこれを助ける行為
ロ	外国人の就労に関し労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）又は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為
ハ	出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 29 年法務省令第 19 号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸基準省令」という。）の表の法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに掲げる活動の項の下欄第 18 号の表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動の項の下欄第 16 号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）
ニ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 89 号）第 37 条第 1 項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為
ホ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為

- 特定技能雇用契約の締結の日前 5 年以内又はその締結の日以後に、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を行った者は、欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為については、個別具体的な事案の重大性に依りて該当性が判断されることとなります。

【留意事項】

出入国又は労働関係法令に関する不正行為として主に想定されるものは次のとおりです。

外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

外国人に対して暴行、脅迫又は監禁を行っている場合をいいます。なお、当該行為によって刑事罰に処せられているか否かは問いません。

外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

外国人の旅券や在留カードを、その意思に反して保管している場合をいいます。例えば、特定技能所属機関において失踪防止の目的などとして、旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。

外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

外国人に対し、手当若しくは報酬の一部又は全部を支払わない場合をいいます。「手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為」とは、不払金額、不払期間、事業主の認識等を勘案して評価されます。なお、食費・住居費等を天引きしている場合であっても、天引きしている金額が適正でない場合には、本欠格事由に該当する可能性があります。

外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

外国人の外出、外部との通信等を不当に制限している場合をいいます。例えば、携帯電話を没収するなどして、外部との連絡を遮断するような行為が該当します。

から に掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

外国人の人権を著しく侵害する行為（上記 から までの行為を除く。）を行っていた場合をいいます。例えば、特定技能外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合、特定技能外国人の意に反して預貯金通帳を取り上げていた場合又は特定技能外国人の意に反して強制的に帰国させる場合等が該当します。

偽変造文書等の行使・提供

外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいいます。例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、じ後、地方出入国在留管理局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などが該当するので、申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要があります。

保証金の徴収等

外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいいます。例えば、特定技能外国人が特定技能所属機関から失踪するのを防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴

収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合が該当します。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署等に対して不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

届出の不履行又は虚偽の届出

法令上規定する届出事由が生じていながら、地方出入国在留管理局への届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合をいいます。例えば、特定技能外国人が行方不明になったにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した特定技能外国人が地方出入国在留管理局により摘発されるなどして初めて、行方不明になっていたことが明らかになった場合や、活動状況の届出や支援の実施状況の届出を履行するよう再三指導を受けたにもかかわらず、これを履行しない場合等が該当します。

報告徴収に対する妨害等

法第19条の20第1項の規定により求められた報告や簿書類の提出をしなかったり、虚偽の報告や虚偽の帳簿書類を提出したり、虚偽の答弁をしたり、検査を拒んだり妨害した場合等が該当します。

改善命令違反

出入国在留管理庁長官から改善命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった場合をいいます。

不法就労者の雇用

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は業として、及びの行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合が該当します。

労働関係法令違反

外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合をいいます。例えば、36協定に定めた時間数を超えて長時間労働をさせた場合、労働安全衛生法に定められた措置を講じていない場合、特定技能外国人が妊娠したことを理由に解雇した場合などが該当します。

技能実習制度における不正行為

技能実習制度における実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）として不正行為を行い、又は、監理団体として監理許可を取り消され、受入れ停止期間が経過していない場合をいいます。

他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為

申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、技能実習制度の監理団体や実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。

(7) 暴力団排除の観点からの欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

又 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

次に該当する者は、暴力団排除の観点からの欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及びその役員が暴力団員等
暴力団員等がその事業活動を支配する者

(8) 特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 次のいずれにも該当しないこと。

ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はワのいずれかに該当するもの

ヲ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

次のいずれかに該当する者は、行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由に該当し、特定技能所属機関になることはできません。

精神機能の障害により特定技能雇用契約の適正な履行に必要な認知等を適切に行うことができない者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

法人の役員、未成年の法定代理人で特定技能基準省令第2条第1項第4号各号

(ワを除く。)に該当する者

(9) 特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

五 特定技能雇用契約に係る外国人の活動の内容に係る文書を作成し、当該外国人に当該特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所に当該特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の活動状況に関する文書を作成し、特定技能外国人が業務に従事する事業所に備えて置くことを求めるものです。

【留意事項】

「活動の内容に係る文書」とは、少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。

特定技能外国人の管理簿

(1) 特定技能外国人の名簿(必要な記載事項は以下のとおり)

- ・氏名
- ・国籍・地域
- ・生年月日
- ・性別
- ・在留資格
- ・在留期間
- ・在留期間の満了日
- ・在留カード番号
- ・外国人雇用状況届出の届出日

(2) 特定技能外国人の活動状況に関する帳簿(必要な記載事項は以下のとおり)

- ・活動(就労)場所(派遣形態の場合、派遣先の氏名又は名称及び住所)
- ・従事した業務の内容
- ・雇用状況(在籍者、新規雇用者、自発的離職者、非自発的離職者、行方不明者)に関する内容
- ・労働保険(雇用保険及び労災保険)の適用状況
- ・社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の加入状況
- ・安全衛生(労働災害及び健康診断を含む。)の確保状況
- ・特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳
- ・特定技能外国人の支援に要した費用の額及び内訳
- ・休暇の取得状況(一時帰国休暇の取得状況を含む。)

・行政機関からの指導又は処分に関する内容

特定技能雇用契約の内容

雇用条件

特定技能外国人の待遇に係る事項が記載された書類（賃金台帳（労働基準法第108条）等）

特定技能外国人の出勤状況に関する書類（出勤簿等の書類）

雇用する特定技能外国人に対する毎月の報酬の支払状況として、口座振込であれば口座振込明細書を「特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳」に係る添付資料として、特定技能外国人の活動状況に関する帳簿に編てつしてください。

このほか、他の法令で作成等が義務付けられているものについては、当該法令の規定に基づいて、適切に作成・保存しなければなりません。なお、他の法令に基づき作成したものについては、別途作成する必要はなく、これを特定技能外国人の活動状況に係る文書として備え付けることとして差し支えありません。

（10）保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

六 特定技能雇用契約を締結するに当たり、外国人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者が、当該特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、他の者に、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず金銭その他の財産の管理をされている場合、又は、他の者との間で、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している場合にあっては、そのことを認識して当該特定技能雇用契約を締結していないこと。

七 他の者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していないこと。

- 特定技能所属機関は、特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられているなどの場合には、そのことを認識して特定技能雇用契約を締結していないことを求めるものです。

「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され」ないことについては、特定技能所属機関、登録支援機関、職業紹介事業者など特定技能雇用契約に基づく特定技能外国人の本邦における活動に関連する仲介事業者のみならず、本邦外の仲介事業者（ブローカー）等を含め、幅広く規制の対象とする

ものです（このため、本規定は特段主語を規定していません。）

「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署への法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。

【確認対象の書類】

・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1 - 16号）

【留意事項】

特定技能外国人及びその親族等が、保証金の徴収や財産の管理又は違約金契約を締結させられていることなどを認識して特定技能雇用契約を締結して特定技能外国人を受け入れた場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして欠格事由に該当し5年間受入れができないこととなりますので、雇用契約締結時に十分に確認を行ってください。

1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画における事前ガイダンスにおいて、保証金・違約金契約は違法であり、禁止されていることについて説明するとともに保証金の徴収等がないことを確認してください。また、保証金の徴収等が行われていることを確認した場合には、地方出入国在留管理局に情報提供を行ってください。

本制度では、悪質な仲介事業者の排除を目的として、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めを送出国政府との間で作成することとしています。二国間取決めが作成された場合には、順次、出入国在留管理庁ホームページで、必要な情報等を掲載していくこととしています。特定技能外国人との間で雇用契約を締結するに当たって、海外の取次機関が関与する場合には、保証金等を徴収する悪質な仲介事業者（ブローカー）が関与することがないように当該情報を活用してください（なお、二国間取決めを作成した国以外の国籍を有する者であっても受け入れることは可能です。）

- また、技能実習制度において、本制度と同様に送出国政府との間で二国間取決めを作成し、送出国政府が認定した送出国機関について、外国人技能実習機構のホームページで公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページでも公表することとしていますので、当該情報も御参照ください。

(11) 支援に要する費用の負担に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

八 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関にあっては、1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させないこととしていること。

- 1号特定技能外国人に対する支援に要する費用（運用要領別冊（支援）に定める「義務的支援」に係るものに限る。）は、本制度の趣旨に照らし、特定技能所属機関等において負担すべきものであることから、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）
- ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載
 - * 1号特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関のみ

【留意事項】

「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援に必要となる費用（登録支援機関への委託費用を含む。）をいい、次のものを含みます。

- ・事前ガイダンス、生活オリエンテーション、相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等
- ・1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通費等

なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において本人に負担させることを妨げるものではありません。

1号特定技能外国人の受入れに当たっては、事前ガイダンスにおいて、支援に要する費用を直接又は間接的に負担させないことについて説明してください。また、生活オリエンテーションにおいても、同様に説明してください。

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をしていることが求められます。

（12）派遣形態による受入れに関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

九 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

- (1) 当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
 - (2) 地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
 - (3) 地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
 - (4) 外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第16条の5第1項に規定する特定機関であること。
- 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

- 特定技能外国人を派遣労働者として受入れをする場合には、派遣元は当該外国人が従事することとなる特定産業分野に関する業務を行っていることなどが求められるほか、出入国在留管理庁長官と当該特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議により適当であると認められた場合に限られます。

派遣先についても、派遣元である特定技能所属機関と同様に、労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守、一定の欠格事由に該当しないことなどを求めるものです。

【確認対象の書類】

派遣元(特定技能所属機関)関係

<分野共通の書類>

- ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号)*原則として3年に1回の提出
- ・派遣計画書(参考様式第1-12号)

<分野ごとの書類>

派遣形態での雇用が可能な特定産業分野(令和3年2月19日時点、農業分野と漁業分野に限る。)ごとに提出が必要な書類については、本運用要領別冊(分野別)を参照してください。

派遣先関係

- ・派遣先の概要書(農業分野)(参考様式第1-14号)
 - *農業分野の場合
- ・派遣先の概要書(漁業分野)(参考様式第1-15号)
 - *漁業分野の場合
- ・労働、社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料
 - *本節第1(1)の【留意事項】を参照

【留意事項】

いわゆる人材派遣会社が派遣元として特定技能所属機関となるためには、特定技能所属機関の基準を満たすとともに、特定技能基準省令第2条第1項第9号イ(1)から(4)までに規

定する派遣元の基準のいずれかを満たさなければなりません。

派遣元となる特定技能所属機関及び派遣先は、労働者派遣法等、派遣に関する関係法令の規定を遵守しなければなりません。また、後述するとおり、特定技能所属機関は、労働者派遣法第42条第3項における派遣先からの報告を踏まえて、活動状況に係る届出（法第19条の18第2項第3号）を行わなければなりません。

【関係法令の規定】

労働者派遣法第42条（抄）

派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行った日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

労働者派遣については、前記第1節第1（5）の基準にも適合していることが求められます。

（13）労災保険法に係る措置等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 十 事業に関する労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

特定技能外国人への労働者災害補償保険の適用を確保するため、特定技能所属機関が労災保険の適用事業所である場合には、労災保険に係る保険関係の成立の届出を適切に履行していることを求めているものです。

「その他これに類する措置」とは、特定技能所属機関が労災保険制度において暫定任意適用事業とされている農林水産の事業の一部を想定しているもので、この場合、労災保険の代替措置として、労災保険に類する民間保険に加入していることを

いいます。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1 - 6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

<労働保険の適用事業所の場合>

（初めて受入れる場合）

・本節第1（1）の【確認対象の書類】欄の<労働保険の適用事業所の場合>を参照してください。

<労働保険の適用事業所ではない場合>

・民間保険の加入を証明する資料

【留意事項】

原則として、労働者を1人でも使用している事業場は、法律上、当然に労災保険が適用されることとなります（適用事業所）が、次のいずれかに該当する場合は、暫定任意適用事業所とされ、労災保険が当然に適用されるものではありません。

- ・労働者数5人未満の個人経営の農業であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの
- ・労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の林業
- ・労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数5トン未満の漁船による事業等）の事業

（14）特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十一 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること。

特定技能所属機関に、特定技能外国人の安定した就労活動を確保するため、特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していることを求めるものです。

特定技能雇用契約を継続して履行する体制として、特定技能所属機関が事業を安定的に継続し、特定技能外国人と締結した特定技能雇用契約を確実に履行し得る財政的基盤を有していることをいいます。

【確認対象の書類】

・特定技能所属機関概要書（参考様式第1 - 11号）*原則として3年に1回の提出

<直近期末において債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合>

- ・中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面
- <直近2期末のいずれも債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合>
- ・中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面
 - ・労働保険料，社会保険料及び租税の納付に関する領収書や証明書等（本節第1（1）【確認対象の書類】を参照）

【留意事項】

財政的基盤を有しているかについては，特定技能所属機関の事業年度末における欠損金の有無，債務超過の有無等から総合的に判断されることになります。

直近期末において債務超過がある場合は，中小企業診断士，公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面の提出も必要となります。

設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）の2欄に記載できない場合）には，当該決算期（確定申告時期）を経た直後の在留申請において，特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）の提出が必要となります。

（15）報酬の口座振込み等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは，次のとおりとする。

十二 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており，かつ，当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には，出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し，出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。

特定技能外国人に対する報酬の支払をより確実かつ適正なものとするため，当該外国人に対し，報酬の支払方法として預金口座への振込みがあることを説明した上で，当該外国人の同意を得た場合には，預貯金口座への振込み等により行うことを求めるものです。

預貯金口座への振込み以外の支払方法を採用した場合には，じ後に出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し，出入国在留管理庁

長官の確認を受けることが求められます。

【確認対象の書類】

・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

労働基準法上、報酬の支払は原則通貨払とされていますが（後記【関係法令】を参照）、特定技能外国人に対する報酬の支払を確実かつ適正なものとする本規定の趣旨に鑑み、当該外国人の同意を得た上で、特定技能雇用契約において、当該外国人の指定する預貯金口座等へ振り込むこととするよう努めてください。なお、労働基準法上は、金融機関への振込みは、労働者が希望した場合に限られるので、この点について留意が必要です。

預貯金口座への振込み以外の支払方法を行った場合の出入国在留管理庁長官の確認は、特定技能所属機関が四半期ごとに特定技能外国人の活動状況に関する届出の際に、次の書類を提出することにより受けなければなりません。

・報酬支払証明書（参考様式第5-7号）

雇用条件書（参考様式第1-6号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をしていることが求められます。

【関係法令】

労働基準法第24条第1項

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第89条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

労働基準法施行規則第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

一 当該労働者が指定する銀行その他金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

（16）分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るもの

にあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。
本制度においては、原則として特定技能所属機関ごとの特定技能外国人の受入れ人数枠は設けられていませんが、一部の分野においては、受入れ人数枠が設けられていますので、本要領別冊（分野別）を参照してください。

第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの

(1) 中長期在留者の受入れ実績等に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

- 3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。
- 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

特定技能基準省令第2条

- 2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。
 - 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

ロ 役員又は職員であって過去2年間に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

ハ イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること。

○ 特定技能所属機関は、次のいずれかに該当しなければなりません。

過去2年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績があること、及び、役員又は職員の中から、適合1号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（支援責任者）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（支援担当者）を選任していること

役員又は職員であって過去2年間に中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した経験を有するものから、支援責任者及び特定技能外国人に活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していること

及び に該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるもの

（注）法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する者をいいます。

【確認対象の書類】

< 共通 >

・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）*原則として3年に1回の提出

< 第1号ロに該当する場合 >

・ 支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）

・ 支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号）

< 第1号ハに該当する場合 >

・ 第1号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書

・ 上記説明書の記載内容に係る立証資料

【留意事項】

「支援責任者」とは、特定技能所属機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり、支援担当者を監督する立場にある者をいいます。

具体的には、次の事項について統括管理することが求められます。

・ 1号特定技能外国人支援計画の作成に関すること

- ・ 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関する事
- ・ 支援の進捗状況の確認に関する事
- ・ 支援状況の届出に関する事
- ・ 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関する事
- ・ 制度所管省庁，業所管省庁その他関係機関との連絡調整に関する事
- ・ その他支援に必要な一切の事項に関する事

「支援担当者」とは，特定技能所属機関の役員又は職員であり，1号特定技能外国人支援計画に沿った支援を行うことを任務とする者をいい，この役職員は常勤であることが望まれます。

支援責任者が支援担当者を兼任することも可能ですが，その場合であっても双方の基準に適合しなければなりません。

支援担当者が複数の1号特定技能外国人の支援を行うことも可能です。

- 第1号イに関し，「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは，少なくとも1名以上，法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており，その間，入管法，技能実習法及び労働関係法令といった，外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば，雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や，雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは，入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また，特定技能所属機関が，技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は，技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか，又は，技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けている場合は，技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。

第1号ロに関し，「生活相談業務」とは，1号特定技能外国人に対して求められる支援のうち，生活に必要な契約に係る支援，生活オリエンテーション，定期的な面談として行う内容に関するものなどを行います。なお，職業紹介事業者が，外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもっては，生活相談業務とはいえません。

また，「生活相談業務」について，相談内容や件数を限定するものではありませんが，業務として行われたことが必要であることから，個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）は，実績とはいえません。なお，生活相談の対象は，法令上，法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者に限られています。

第1号ハに関し，「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは，第1号イ及びロに該当しない場合であっても，中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり，かつ，これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うこと

が見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどがが必要です。

第1号八に該当するか否かについては、提出された資料に基づき個別に判断がされることとなります。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する外国人（在留資格を問わない。）の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情が挙げられます。

（2）十分に理解できる言語による支援体制に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

二 特定技能雇用契約の当事者である外国人に係る1号特定技能外国人支援計画に基づく職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を当該外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していること。

- 1号特定技能外国人支援計画の適正性の確保の観点から、特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制、担当職員を確保して特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制等があることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「十分に理解することができる言語」とは、特定技能外国人の母国語には限りませんが、当該外国人が内容を余すことなく理解できるものをいいます。

「特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制」とは、通訳人を特定技能所属機関の職員として雇い入れることまでは必要なく、必要なときに委託するなどして通訳人を確保できるものであれば足りません。

（3）支援の実施状況に係る文書の作成等に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

三 1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し、当該1号特定技能外国人支援を行

う事業所に特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていること。

特定技能所属機関に対し，1号特定技能外国人支援の状況に係る文書を作成し，特定技能雇用契約の終了日から1年以上備えて置くことを求めるものです。

【留意事項】

「1号特定技能外国人支援の状況に係る文書」とは，少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。

支援実施体制に関する管理簿

- ・ 支援を行う事務所の名称，所在地及び連絡先
- ・ 職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）
- ・ 支援実績（各月における支援人数，行方不明者数）
- ・ 支援責任者の身分事項，住所，役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
- ・ 支援担当者の身分事項，住所，役職及び経歴（履歴書及び就任承諾書）
- ・ 対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書，通訳人名簿）

支援の委託契約に関する管理簿

- ・ 支援業務に関する事項（支援委託契約書（参考様式第5 - 10号））
- ・ 支援経費の収支に関する事項（支援委託費含む。）

支援対象者に関する管理簿

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 1号特定技能外国人支援計画の内容（支援計画書）
- ・ 支援の開始日
- ・ 支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）

支援の実施に関する管理簿

事前ガイダンスに関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属
- ・ 実施日時及び実施場所
- ・ 実施内容（情報提供内容）
- ・ 実施方法

* 事前ガイダンスの確認書（参考様式第5 - 9号）を保存してください。

空港等への出迎え及び見送りに関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）
- ・ 実施担当者の氏名及び所属

住居の確保及び生活に必要な契約に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 確保した住居に関する事項（住所，住居の形態（賃貸，社宅等）及び家賃等）
- ・ その他日常生活に必要な契約に係る支援の概要

生活オリエンテーションに関する事項（関係機関への同行に関する事項を含む。）

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（通訳人及び法的保護に関する情報提供の実施者含む。）の氏名及び所属
- 日本語習得支援に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
 - ・ 実施内容（情報提供内容）
 - ・ 実施方法
 - ・ 実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び所属
- 相談等に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
 - ・ 相談日時
 - ・ 相談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
 - ・ 関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属
- 日本人との交流促進に関する管理簿
- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
 - ・ 実施日時及び実施場所
 - ・ 実施方法（促進した事項）
 - ・ 実施担当者の氏名及び役職
- 転職支援に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
 - ・ 転職相談日時及び実施場所
 - ・ 相談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
 - ・ 公共職業安定所への相談日時及び相談を行った公共職業安定所の名称
 - ・ 転職先候補企業の名称，所在地及び連絡先
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属
- 定期的な面談に関する事項
- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
 - ・ 1号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職
 - ・ 面談日時
 - ・ 面談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
 - ・ 実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属

（４）支援の中立性に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

四 支援責任者及び支援担当者が、外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であり、かつ、第1項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

支援の適正性や中立性の確保の観点から、支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人を監督する立場にないこと及び特定技能所属機関と当該外国人の間に紛争が生じた場合に少なくとも中立的な立場であること、一定の欠格事由に該当しないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）*原則として3年に1回の提出
- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「外国人を監督する立場にない者その他の1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者」とは、1号特定技能外国人と異なる部署の職員であるなど、当該外国人に対する指揮命令権を有しない者をいい、異なる部署であっても、当該外国人に実質的に指揮命令をし得る立場にある者は含まれません。したがって、1号特定技能外国人と形式上異なる部署の職員であっても、代表取締役、当該外国人が所属する部署を監督する長（例えば、当該外国人の所属する部署が製造課である場合の製造部長）など組織図を作成した場合に縦のラインにある者は適格性がないこととなります。

「1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者」であるか否かの判断に当たっては、上記の点のほか、事業形態、外国人を監督する立場にある者と支援責任者及び支援担当者との関係性などが考慮要素として挙げられます。

(5) 支援実施義務の不履行に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

五 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、法第19条の2第1項の規定に反して適合1号特定技能外国人支援計画に基づいた1号特定技能外国人支援を怠ったことがないこと。

特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援を怠ったことがある場合には、支援を適正に実施する体制が十分であるとはいえないことから、特定技能雇用契約締

結前の5年以内及び当該契約締結後に当該支援を怠ったことがないことを求めるものです。

(6) 定期的な面談の実施に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

六 支援責任者又は支援担当者が特定技能雇用契約の当事者である外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること。

特定技能外国人の安定的かつ継続的な在留活動を確保するための支援として、特定技能外国人のみならず、当該外国人を監督する立場にある者とも定期的な面談をすることを求めるものです。

ただし、洋上で長期間行われるなどの漁業分野（漁業）における定期的な面談については、特定技能外国人とともに漁船に乗り組む漁労長や船長が監督的立場にあるところ、漁船によっては長期間にわたって洋上で操業し、3か月以上、帰港しないものもあることや洋上での通信環境の脆弱さなどに鑑み、面談に代えて3か月に1回以上の頻度で、無線や船舶電話によって特定技能外国人及び当該外国人の監督者と連絡をとることとし、近隣の港に帰港した際には支援担当者が面談を行うこととして差し支えありません。

【留意事項】

○ 「監督する立場にある者」とは、特定技能外国人と同一の部署の職員であるなど、当該外国人に対して指揮命令権を有する者をいいます。

派遣形態による受入れの場合には、派遣先の監督的立場にある者との面談を行うことが必要となります。

「定期的な面談」とは、3か月に1回以上の頻度で行うものをいいます。

「面談」とは、直接に対面して話をするをいいます。なお、面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。

(7) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の

適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第6章 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等

第1節 1号特定技能外国人支援計画の作成

【関係規定】

法第2条の5

6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第8項、第7条第1項第2号及び同款において「1号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

法第19条の2 2

特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、1号特定技能外国人支援を行わなければならない。

2 特定技能所属機関は、契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

- 1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成しなければなりません。
- 1号特定技能外国人支援計画は、地方出入国在留管理局への在留諸申請の際に提出しなければなりません。

1号特定技能外国人支援計画の記載事項及び内容等については、本要領別冊（支援）を参照してください。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画に基づいて当該支援を行わなければならない。ただし、登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合にはこの限りではありません。

特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合しており、当該支援計画に基づき自ら支援を行う場合には、契約により他の者に1号特定技能外国人の支援の全部又は一部の実施を委託することができます。

【留意事項】

1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合には、特定技能所属機関が当該計画を作成するに当たって、委託先の援助を受けることを妨げるものではありませんので、委託先と十分に相談の上、作成するなどして差し支えありません。

第2節 1号特定技能外国人支援計画の記載事項

(1) 1号特定技能外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第8項、第7条第1項第2号及び同条において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

特定技能基準省令第3条

法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

イ 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前(当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している場合にあつては、在留資格の変更の申請前)に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること。

ロ 当該外国人が出入国しようとする港又は飛行場において当該外国人の送迎をすること。

ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

ニ 当該外国人が本邦に入国した後(当該外国人が他の在留資格をもって本邦に在留している者である場合にあつては、在留資格の変更を受けた後)、次に掲げる事項に関する情報の提供を実施すること。

本邦での生活一般に関する事項

法第19条の16その他の法令の規定により当該外国人が履行しなければならない

い又は履行すべき国又は地方公共団体の機関に対する届出その他の手続

特定技能所属機関又は当該特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の実施の委託を受けた者において相談又は苦情の申出に対応することとされている者の連絡先及びこれらの相談又は苦情の申出をすべき国又は地方公共団体の機関の連絡先

当該外国人が十分に理解することができる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項

防災及び防犯に関する事項並びに急病その他の緊急時における対応に必要な事項

出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法
その他当該外国人の法的保護に必要な事項

ホ 当該外国人が二(2)に掲げる届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な支援をすること。

へ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること。

ト 当該外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し、相談又は苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該相談又は苦情に適切に応じるとともに、当該外国人への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

チ 当該外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること。

リ 当該外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合においては、公共職業安定所その他の職業安定機関又は職業紹介事業者等の紹介その他の他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援をすること。

ヌ 支援責任者又は支援担当者が当該外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働基準法その他の労働に関する法令の規定に違反していることその他の問題の発生を知ったときは、その旨を労働基準監督署その他の関係行政機関に通報すること。

二 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を契約により登録支援機関に委託する場合にあっては、当該登録支援機関に係る登録支援機関登録簿に登録された事項及び当該契約の内容

三 1号特定技能外国人支援の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては、当該他の者の氏名又は名称及び住所並びに当該契約の内容

四 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

1号特定技能外国人支援計画には、特定技能基準省令第3条第1項各号に定められた事項を記載しなければなりません。なお、行わなければならない支援の具体的な内容については、運用要領別冊（支援）を参照してください。

【確認対象の書類】

・ 1号特定外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

(2) 分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

法第 2 条の 5

6 別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第 4 章第 1 節第 2 款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第 8 項、第 7 条第 1 項第 2 号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

特定技能基準省令 3 条

法第 2 条の 5 第 6 項の 1 号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める事項

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

・分野ごとに定める書類(本要領別冊(分野別)を参照)

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

(3) 1号特定技能外国人支援計画の作成言語・写しの交付に関するもの

【関係規定】

法第 2 条の 5

6 別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第 4 章第 1 節第 2 款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第 8 項、第 7 条第 1 項第 2 号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

特定技能基準省令第3条

- 2 1号特定技能外国人支援計画は、特定技能所属機関が、日本語及び当該1号特定技能外国人支援計画に係る外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付しなければならない。

1号特定技能外国人支援計画は日本語及び特定技能外国人が理解することができる言語により作成し、その写しを当該外国人に交付しなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

【留意事項】

- 「十分に理解することができる言語」とは、特定技能外国人の母国語には限られませんが、当該外国人が内容を余すことなく理解できるものをいいます。

1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解して署名をしていることが求められます。

第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準

(1) 適切な実施方法等に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

- 8 1号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関（契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。）及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。
- 二 前条第1項第1号イに掲げる支援が、対面により又はテレビ電話装置その他の方法により実施されることとされていること。
- 三 前条第1項第1号イ、二、ト及びヌ（外国人との定期的な面談の実施の場合に限る。）に掲げる支援が、外国人が十分に理解することができる言語により実施されることとされていること。

- 1号特定技能外国人に対する職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援の内容が，当該外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，特定技能所属機関又は委託を受けた者において適切に実施できるものであることを求めるものです。
- 一部の支援については，実効性確保の観点から，対面により又はテレビ電話装置により実施されること，また，特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施されることが求められています。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号） 10か国語の翻訳様式をHP掲載

（2）一部委託の範囲の明示に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

8 1号特定技能外国人支援計画は，法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

四 1号特定技能外国人支援の一部の実施を契約により他の者に委託する場合にあっては，その委託の範囲が明示されていること。

特定技能所属機関が，1号特定技能外国人支援計画の一部を委託する場合にはその委託の範囲を明示しなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号）

（3）分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの

【関係規定】

法第2条の5

8 1号特定技能外国人支援計画は，法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

特定技能基準省令第4条

法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は，次のとおりとする。

五 前各号に掲げるもののほか，法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては，当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が，法務大臣と協議の上，当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・分野ごとに定める書類（本要領別冊（分野別）を参照）

【留意事項】

- 分野によっては告示で基準を定めていない場合もあります。
告示で基準が定められている場合であってもその内容は分野ごとに異なります。

第4節 1号特定技能外国人支援計画の登録支援機関への委託

【関係規定】

法第2条の5

- 5 特定技能所属機関（第19条の18第1項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

- 特定技能所属機関は、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託することができます。
- 登録支援機関に全部の実施を委託した場合には、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合するものとみなされることとなっています。

なお、登録支援機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の委託を受ける場合については、特定技能所属機関は1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合するものとみなされるものであることから、特定技能所属機関は当該支援計画の全部の実施を複数の登録支援機関に委託することはできません。ただし、特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準を満たしている場合には、特定技能所属機関の責任の下で複数の第三者に委託することができます。

なお、特定技能所属機関から支援計画の全部の実施の委託を受けた登録支援機関は、当該委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、支援業務を行わなければならない（法第19条の30第1項）とされていることから、委託を受けた支援業務を更に委託することは認められません。ただし、支援の実施に当たって、支援業務の履行を補助する範囲で通訳人を活用することなどは差し支えありません。

ん。

【確認対象の書類】

- ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号）
- ・ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1 - 25号）

第7章 特定技能所属機関に関する届出

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約や1号特定技能外国人支援計画等に関する各種届出が義務付けられており、届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされていますので留意してください。

各種届出の受理後、地方出入国在留管理局において届出内容から基準不適合が確認された場合には、是正するよう指導・助言することとなりますので、指導・助言を受けた特定技能所属機関は、当該指導・助言に従って是正を行ってください。なお、当該指導・助言に従わない場合は、改善命令の対象となることに留意願います。

本章に定める届出は、対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに生じた事由について、届出を行う必要があります。したがって、諸申請前に生じた事由（申請前に支援委託契約を結んだ場合等）については、諸申請時に内容を確認していますので、届出を行う必要はありません。


なお、「特定技能」の在留資格に係る上陸・変更許可を受けるまでの間に変更等が生じた場合には、申請の提出先である地方出入国在留管理局にご申告・ご相談ください。

本章に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。

また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。

なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）。

別表（「出入国在留管理庁電子届出システム」ポータルサイト）

URL	QRコード
http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html	

第1節 特定技能雇用契約に関する届出

第1 契約変更の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の1の表（第19条の17関係）

事由	事項
特定技能雇用契約の変更	1 特定技能雇用契約を変更した年月日 2 変更後の特定技能雇用契約の内容

- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。）した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。
- 届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類（変更後の契約の内容等を記載した書面）を提出しなければなりません。
なお、別表の項番及び変更事項欄は、派遣先の変更に関する項目を除き、雇用条件書（参考様式第1-6号）の項目に対応しています。

別表（特定技能雇用契約の変更関係）

項番	変更事項	添付書類	特記事項
	雇用契約期	・雇用条件書の写し（参考様式	・当初の契約よりも期間を短くする場合

	間	第1 - 6号)	に届出が必要
	就業の場所	<p>< 共通 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) <p>< 右記 の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別冊(分野別)を参照 <p>< 右記 の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣計画書(参考様式第1 - 12号) ・就業条件明示書の写し(参考様式第1 - 13号) ・派遣先の概要書(参考様式第1 - 14又は1 - 15号) ・労働者派遣契約書 ・派遣先に係る労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料 <p>* 第5章第2節第1(12)の【確認対象の書類】を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先に係る運用要領別冊(分野別)に定める確認対象の書類 	<p>就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。)</p> <p>運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)。</p> <p>労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要</p>
	従事すべき業務の内容	<p>< 共通 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1 - 6号) ・特定技能外国人の指定書 <p>< 右記 の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料 	<p>複数分野の指定を受けている特定技能外国人で、分野の主従関係を変更する場合は、届出が必要</p> <p>(注意) 新たな分野の指定を受けるためには、在留資格変更許可申請が必要</p> <p>同一分野内で従事する業務区分を変更する場合には届出が必要</p> <p>(注意) 従事する業務が属する特定産業分野を変更する場合は在留資格変更許可申請が必要</p> <p>分野別運用要領に定める「特定技能外国人が従事する業務」に従事しないこととなった場合に届出が必要</p>
	労働時間等	< 共通 >	変形労働時間制を採用又は廃止した場

		<ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) <右記の場合> ・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し(1年単位の変形労働時間の場合) <右記の場合> ・フルタイムではないこと理由書 	<p>合は届出が必要</p> <p>所定労働がフルタイム(労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働が30時間以上)ではなくなった場合に届出が必要</p>
	休日	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)	・年間合計休日日数を当初の契約より少なくする場合には届出が必要
	休暇	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)	・当初の契約より休暇日数を増やす場合には届出は不要
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) ・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号)等(当初の在留諸申請の際に特定技能外国人の報酬を決定する上で比較対象とした日本人労働者等に変更があったことにより、新たな比較対象とした日本人の報酬額に従って特定技能外国人の報酬額を変更した場合) 	・当初の契約時の基本賃金を変更する場合には届出が必要
	退職に関する事項	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号)	いずれの場合も届出が必要
	その他(社会保険の加入状況・労働保険の適用状況、健康診断、帰国担保措置)	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) <右記の場合> ・特定技能所属機関の労働保険料等納付証明書(未納なし証明) 	<p>健康保険・厚生年金保険の適用事業所となった場合に届出が必要</p> <p>健康保険・厚生年金保険の適用事業所とならなくなった場合に届出が必要</p> <p>労働保険の適用事業所となった場合に届出が必要</p>

【確認対象の書類】

・特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3 - 1号）

【留意事項】

○ 届出に当たっては変更後の内容が基準に適合していることを十分に確認してください。

第2 契約終了の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の1の表（第19条の17関係）

事由	事項
特定技能雇用契約の終了	1 特定技能雇用契約が終了した年月日 2 特定技能雇用契約の終了の事由

○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約が終了した場合には、当該終了日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

【確認対象の書類】

・特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3 - 1号）

【留意事項】

特定技能外国人は、特定技能雇用契約が終了した場合であっても、直ちに帰国することとはならず、転職により新たな特定技能所属機関との間で特定技能雇用契約が締結されれば、在留期間の範囲内で引き続き在留が認められることとなります。

○ 特定技能外国人の責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約が終了した際には、当該

外国人の活動継続意思を確認した上、活動の継続を希望する場合には必要な転職支援をしなければなりません。

特定技能雇用契約を終了する事由が、非自発的離職や行方不明等である場合は、受入れ困難に係る届出書（参考様式第3 - 4号）をあらかじめ提出しておかなければなりません（詳細については、下記第4節を参照してください。）

第3 新たな契約締結の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 特定技能雇用契約の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の1の表（第19条の17関係）

事由	事項
新たな特定技能雇用契約の締結	1 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日
	2 新たな特定技能雇用契約の内容

- 特定技能所属機関は、新たな特定技能雇用契約を締結した場合には、当該契約締結日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に新たな契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければならない。

【確認対象の書類】

- ・ 特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3 - 1号）
- ・ 新たな契約に係る特定技能雇用契約書の写し（参考様式第1 - 5号）
- ・ 新たな契約に係る雇用条件書の写し（参考様式第1 - 6号）

【留意事項】

- 「新たな契約を締結した場合」とは、例えば、特定技能外国人が自己の意思で特定技能所属機関を退職して契約が終了したことにより契約終了の届出がされ、転職に向けた就職活動を行っていたものの、転職先が見つからなかったことから、当該特定技能所属機関に戻り、再度契約を締結したような場合が該当します（異なる特定技能所属機関と新たに契約を締結する場合は、在留資格変更許可申請が必要となります。）
- 届出に当たっては変更後の内容が基準に適合していることを十分に確認してください。

第2節 1号特定技能外国人支援計画に関する届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 二 1号特定技能外国人支援計画の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の2の表（第19条の17関係）

事由	事項
1号特定技能外国人支援計画の変更	1 1号特定技能外国人支援計画を変更した年月日
	2 変更後の1号特定技能外国人支援計画の内容

- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。次の別表を参照してください。）した場合には、当該変更日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該計画を変更した旨並びに当該変更年月日及び変更後の計画の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。
- 届出に当たっては、次の別表に掲げる変更事項に応じた添付書類（変更後の計画の内容等を記載した書面）を提出しなければなりません。
なお、別表の項番及び変更事項欄は、1号特定技能外国人支援計画書（参考様式

第1-17号)の項目に対応しています。

別表(1号特定技能外国人支援計画の変更関係)

項番	変更事項	添付書類	特記事項
	特定技能所属機関	<p>< 共通 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号) <p>< 右記 及び の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能基準省令第2条第2項第1号イに該当しない場合は支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号) 	<p>支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要(に該当する場合を除く。)</p> <p>支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p>
	登録支援機関	<p>< 共通 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関概要書(参考様式第2-2号) ・1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号) <p>< 右記 及び の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書(参考様式第2-3号) ・支援責任者の履歴書(参考様式第2-4号) <p>< 右記 の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) <p>< 右記 の場合で、特定技能所属機関が特定技能基準省令第2条第2項第1号イに該当しない場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号)及び支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号) ・特定技能基準省令第2条第2項第1号八に該当すること 	<p>支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要</p> <p>新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要</p> <p>支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要</p> <p>支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合は届出が必要</p> <p>新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結した場合は届出が必要</p> <p>登録支援機関との支援委託契約を終了し特定技能所属機関が支援を行う場合は届出が必要</p>

		を証明する資料	
	支援の内容	<p>< 共通 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号） <p>< 右記 の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関が支援業務の全部を実施している場合又は特定技能所属機関が特定技能基準省令第2条第2項第1号イに該当しない場合は支援担当者の履歴書（参考様式第1 - 22号又は2 - 6号） 	<p>【 の1から9までの各支援】</p> <p>支援内容を変更する場合は届出が必要 実施予定を「無」に変更する場合は届出が必要</p> <p>支援担当者の役職を変更する場合、支援担当者を変更する場合は届出が必要（婚姻等による氏名の変更は除く。）</p> <p>委託の有無を変更する場合は届出が必要</p> <p>支援を委託する相手方を変更した場合は届出が必要（委託先の同一性に変更がない場合を除く。）</p> <p>実施方法を変更する場合は届出が必要</p> <p>【 の1, 4, 6及び9の支援】</p> <p>実施言語を変更する場合は届出が必要</p> <p>【 の4の支援】</p> <p>実施予定時間を変更する場合は届出が必要</p> <p>【 の9の支援】</p> <p>実施予定時期を変更する場合は届出が必要</p>

【確認対象の書類】

- ・ 支援計画変更に係る届出書（参考様式第3 - 2号）

【留意事項】

- 届出に当たっては変更後の内容が基準に適合していることを十分に確認してください。
添付する1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1 - 17号）については、変更部分のみを記載してください。

第3節 登録支援機関との委託契約に関する届出

第1 契約締結の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところ

により，出入国在留管理庁長官に対し，その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

三 第2条の5第5項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき，又は当該契約が終了したとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は，届出に係る特定技能外国人の氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は，同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に，同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を，地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の3の表（第19条の17関係）

事由	事項
法第2条の5第5項の契約の締結	1 法第2条の5第5項の契約を締結した年月日
	2 締結した法第2条の5第5項の契約の内容

特定技能所属機関は，登録支援機関との間で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託するための契約（以下「支援委託契約」という。）を締結した場合には，当該契約の締結日から14日以内に，当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を締結した旨並びに当該契約の締結年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 支援委託契約に係る届出書（参考様式第3 - 3号）
- ・ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1 - 25号）

【留意事項】

新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結した場合は，1号特定技能外国人支援計画が変更となることから，併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3 - 2号）を提出しなければならない（詳細については，前記第2節別表の項番 を参照してください。）

第2 契約変更の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，法務省令で定めるところにより，出入国在留管理庁長官に対し，その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければな

らない。

- 三 第2条の5第5項の契約の締結若しくは変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき，又は当該契約が終了したとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は，届出に係る特定技能外国人の氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は，同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に，同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を，地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の3の表（第19条の17関係）

事由	事項
法第2条の5第5項の契約の変更	1 法第2条の5第5項の契約を変更した年月日 2 変更後の法第2条の5第5項の契約の内容

特定技能所属機関は，登録支援機関との支援委託契約を変更した場合には，当該契約の締結日から14日以内に，当該特定技能所属機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約を変更した旨並びに当該契約の変更年月日及び当該契約の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

なお，別表の項番及び変更事項欄は，登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）の項目に対応しています。

別表（支援委託契約の変更関係）

項番	変更事項	添付書類	特記事項
第5欄	委託料	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要
第6欄	契約期間	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）	・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要

【確認対象の書類】

- ・支援委託契約に係る届出書（参考様式第3-3号）
- ・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

【留意事項】

- 登録支援機関へ委託する業務が1号特定技能外国人支援計画の一部となる場合には，特定技能所属機関自らが適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施に関する基準に適合するこ

とが求められることに留意してください(詳細については第5章第2節第2を参照してください。)

第3 契約終了の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関(以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

- 三 第2条の5第5項の契約の締結若しくは変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

- 2 法第19条の18第1項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から14日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

別表第3の5の3の表(第19条の17関係)

事由	事項
法第2条の5第5項の契約の終了	1 法第2条の5第5項の契約が終了した年月日 2 法第2条の5第5項の契約の終了の事由

- 特定技能所属機関は、登録支援機関との支援委託契約が終了した場合には、当該変更日から14日以内に、当該特定技能所属機関の住所(雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所)を管轄する地方出入国在留管理局に当該契約が終了した旨並びに当該終了年月日及び終了の事由を記載した書面を提出して届出を行わなければならない。

【確認対象の書類】

- ・ 支援委託契約に係る届出書(参考様式第3-3号)

【留意事項】

- 登録支援機関との契約を終了した場合には、特定技能所属機関自らが1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に関する基準(第5章第2節第2を参照)に適合するか、別の登録支援機関との委託契約を締結しなければ、1号特定技能外国人の受入れができないこととなりますので留意願います。

登録支援機関との支援委託契約を終了した場合は、1号特定技能外国人支援計画も変更となることから、併せて支援計画変更に係る届出書（参考様式第3 - 2号）を提出しなければなりません（詳細については、前記第2節別表の項番 を参照してください。）

第4節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定技能外国人を受け入れることが困難となった場合

別表第3の5の4の表（第19条の17関係）

事由	事項
特定技能外国人の受入れ困難	1 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 特定技能外国人としての活動の継続のための措置

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れが困難となった場合は、当該事由が生じた日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に次の事項を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。

特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因

特定技能外国人の現状

特定技能外国人としての活動の継続のための措置

経営上又は事業上の都合により特定技能外国人を解雇するような場合など、特定技能外国人の受入れが困難となったことに起因して、特定技能雇用契約を終了する場合は、特定技能雇用契約を終了する前に一定の時間があることが通常であるので、そのような場合には特定技能雇用契約に係る届出（参考様式第3 - 1号）を行う前

に、あらかじめ受入れ困難の届出を行うよう努めてください。

【確認対象の書類】

・受入れ困難に係る届出書（参考様式第3 - 4号）

【留意事項】

- 「受入れが困難となった場合」とは、経営上の都合（非自発的離職）、特定技能所属機関の基準不適合、法人の解散、個人事業主の死亡、特定技能外国人の死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）、自己都合退職等をいいます。また、特定技能外国人について上記のような事由が発生し、14日以上にわたって活動する見込みが立たない場合には届出を行ってください。

特定技能外国人が受入れ中に死亡した場合には、労働基準監督署、警察に届け出るなど適切な対応を行ってください。

受入れ困難となった旨を地方出入国在留管理局に届け出た後も当該外国人の活動状況について調査が行われることもあることから、当該外国人に係る出勤簿、賃金台帳等の帳簿類について保存期間内は適切に保管し、調査の際には提示できるようにしておいてください。

特定技能所属機関の事業上・経営上の都合や欠格事由に該当する場合のほか、特定技能所属機関と特定技能外国人との諸問題により、受入れが継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合には、特定技能の活動の継続が不可能となった事実とその対応策を届け出ることが求められます。また、特定技能外国人が特定技能の活動を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。活動継続の希望を持っている場合には、ハローワークや民間の職業紹介事業者の事務所へ案内するなどの転職の支援を行うなどの必要な措置を講じなければなりません。なお、特定技能外国人が特定技能雇用契約の満了前に途中で帰国することとなる場合には、特定技能外国人に対し、意に反して特定技能の活動を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、特定技能外国人の帰国が決定した時点で帰国前に地方出入国在留管理局へ届け出なければなりません。

特定技能外国人が行方不明となった場合についても、特定技能の活動を行わせることが困難となった場合に該当することから、地方出入国在留管理局への受入れ困難に係る届出書（参考様式第3 - 4号）の提出が必要となります。なお、失踪した特定技能外国人については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となり得ます。

第5節 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【関係規定】

法第19条の18

特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

施行規則第19条の17

法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為があつたことを知つた場合

別表第3の5の4の表（第19条の17関係）

事由	事項
出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生の認知	1 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 2 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の内容

- 特定技能所属機関は、雇用する特定技能外国人について、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該不正行為を認知した旨及び当該不正行為の発生時期、認知時期、当該不正行為等への対応並びに当該不正行為等の内容を記載した書面を提出して届出を行わなければなりません。

特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から指導があった場合等は、本件届出ではなく、特定技能所属機関の定期届出のうち、活動状況に係る届出書（参考様式3-8号）の項番10「その他の適格性に関すること」に記載のとおり、理由書（任意書式）や疎明資料を添付して提出してください。

【確認対象の書類】

- ・ 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3-5号）

【留意事項】

- 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」については、本要領第5章第2節第1(6)を参照してください。

特定技能所属機関（又は登録支援機関）が、1号特定技能外国人支援として行う定期的な面談などの際に、特定技能外国人への不正行為を知った場合は、当該不正行為を改善することが求められるとともに、関係する行政機関に報告を行うなど必要な措置を講じた上で、その結果を地方出入国在留管理局へ届け出なければなりません。届け出ることとされている不正行為は、不正の態様や程度を問いませんので、不正行為を知った場合には速やかに届け出てください。

い。また、届出を行った時点において、関係行政機関から不正行為に対する指導又は処分を受けていない場合であって、届出後に指導又は処分を受けるに至った場合は、その内容を地方出入国在留管理局へ届け出てください。

第6節 特定技能外国人の受入れ状況に関する届出

【関係規定】

法第19条の18

- 2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第8章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項

施行規則第19条の18

- 法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数
 - 二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号
 - 三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容
 - 四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第12項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場合にあつては、派遣先（労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先及び船員職業安定法第6条第15項に規定する派遣先をいう。）である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所
- 3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。
- 5 法第19条の18第2項の届出は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。
- 6 第19条の15第3項の規定は、第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

特定技能所属機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。

届出事項は次のとおりとなっています。

届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数

届出に係る特定技能外国人の氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地及び在留カードの番号

届出に係る特定技能外国人が「特定技能」の活動を行った日数，活動の場所及び従事した業務の内容

届出に係る特定技能外国人が派遣労働者として業務に従事した場合にあっては，派遣先の氏名又は名称及び住所

四半期は次のように定められています。

第1四半期： 1月1日から 3月31日まで

第2四半期： 4月1日から 6月30日まで

第3四半期： 7月1日から 9月30日まで

第4四半期： 10月1日から 12月31日まで

【確認対象の書類】

・受入れ状況に係る届出書（参考様式第3 - 6号）

【留意事項】

- 本届出は，届出期間が同一の，支援実施状況に係る届出書（参考様式第3 - 7号）及び活動状況に係る届出書（参考様式第3 - 8号）と同時に行ってください。

第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出

【関係規定】

法第19条の18

2 特定技能所属機関は，前項の規定により届出をする場合を除くほか，法務省令で定めるところにより，出入国在留管理庁長官に対し，次に掲げる事項を届け出なければならない。

二 第2条の5第6項の規定により適合1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には，その実施の状況（契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）

施行規則第19条の18

3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は，同項各号に規定する事項を記載した書面を，地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

4 前項の場合において，届出が法第19条の18第2項第2号に係るものであるときは，適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。

5 法第19条の18第2項の届出は，1月から3月まで，4月から6月まで，7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに，当該

四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。

6 第19条の15第3項の規定は、第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に支援の実施状況を記載した書類及び適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出して届出を行わなければなりません。

ただし、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。

四半期は次のように定められています。

第1四半期： 1月1日から 3月31日まで

第2四半期： 4月1日から 6月30日まで

第3四半期： 7月1日から 9月30日まで

第4四半期： 10月1日から 12月31日まで

【確認対象の書類】

・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3 - 7号）

【留意事項】

1号特定技能外国人からの相談を端緒とした労働基準監督署への通報や公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出る必要があります。

なお、1号特定技能外国人から複数回相談を受けた場合には、相談記録書（参考様式第5 - 4号）の写しを添付してください。

非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出なければなりません。

定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第5 - 5号、第5 - 6号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。

第8節 特定技能外国人の活動状況に関する届出

【関係規定】

法第19条の18

2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めると

ころにより，出入国在留管理庁長官に対し，次に掲げる事項を届け出なければならない。
三 前2号に掲げるもののほか，特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項

施行規則第19条の18

- 2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は，次に掲げる事項とする。
- 一 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員（比較対象者とした従業員がない場合にあつては，当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）
 - 二 所属する従業員の数，特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数，離職者数，行方不明者数及びそれらの日本人，外国人の別
 - 三 健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況に係る状況
 - 四 特定技能外国人の安全衛生に関する状況
 - 五 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳
- 3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は，同項各号に規定する事項を記載した書面を，地方出入国在留管理局に提出しなければならない。
- 5 法第19条の18第2項の届出は，1月から3月まで，4月から6月まで，7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに，当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。
- 6 第19条の15第3項の規定は，第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

特定技能所属機関は，四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に，当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項（報酬の支払状況等）を記載した書類を提出して届出を行わなければならない。

四半期は次のように定められています。

- 第1四半期： 1月1日から 3月31日まで
- 第2四半期： 4月1日から 6月30日まで
- 第3四半期： 7月1日から 9月30日まで
- 第4四半期： 10月1日から 12月31日まで

届出事項は次のとおりとなっています。

特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員（当該従業員がない場合は，当該外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀

行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込み等の方法により現実に支払われた額を含む。)

所属する従業員の数，特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数，離職者数，行方不明者数及びそれらの日本人，外国人の別

健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況に係る状況

特定技能外国人の安全衛生に関する状況

特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳

【確認対象の書類】

- ・活動状況に係る届出書（参考様式第3 - 8号）
- ・特定技能外国人に対する報酬の支払状況（参考様式第3 - 8号別紙）

【留意事項】

「報酬の支払状況」を記載した書類として，特定技能外国人に対する報酬の支払状況（参考様式第3 - 8号別紙）及び基本賃金，残業代等諸手当の支給額，控除額が分かる賃金台帳の写しを添付してください。

なお，特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした日本人労働者の賃金台帳の写しについては，個人情報保護の観点から，氏名や生年月日などについては，黒塗りするなどして個人が特定できない状態で届出書に添付してください。在留諸申請時に，比較対象となる者がいないとして「特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1 - 4号）」を提出した場合は，「比較対象となる日本人労働者がいない」にチェックをした上で，比較対象者の賃金台帳の写し等の添付は省略して差し支えありません。

また，比較対象とした日本人労働者が変更となっている場合は，特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1 - 4号）に記載の上，賃金台帳の写し等を添付してください。

「特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込み等の方法により現実に支払われた額」を記載した書類として，次の資料を添付してください。

* 報酬の支払方法を「口座振込」とした場合

添付不要。ただし，特定技能外国人の指定する預金口座等への振込明細書を「特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳」に係る添付書類として，特定技能外国人の活動状況に関する帳簿に編てつしてください。

* 報酬の支払方法を「通貨払」とした場合

- ・報酬支払証明書（参考様式第5 - 7号）

特定技能外国人に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得手続きを行っていない場合は，当該特定技能外国人の身分事項及び被保険者資格取得手続きが未了である理由について，理由書（任意様式）を本届出書（参考様式第3 - 8号）とともに提出しなければなりません。

特定技能外国人又は特定技能所属機関に関する保険料又は税の納付を行っていない場合は，当該納付を行っていない保険料の種類又は税目（特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所名及び納付を行っていない理由を含む。）を記載した理由書（任意様式）を本届出書（参考様式第3 - 8号）とともに提出しなければなりません。

雇用する特定技能外国人の労働安全衛生法の規定に違反する行為があったとして労働基準監督官から是正勧告を受けた場合は、その都度、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行った場合の届出を行わなければなりません。本届出書（参考様式第3 - 8号）にも届出期間の状況を記載しなければなりません。

9欄の「受入に要した費用」欄のうち、「受入に要した費用」欄については、届出の対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関し、特定技能所属機関、特定技能外国人が負担した額について、名目を問わず、受入に要した費用を記載してください。

その他の適格性に関することについては、特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から特定技能所属機関に対して指導があった場合等、適格性に関することについて、理由書（任意書式）や疎明資料を添付してください。

本届出は、届出期間が同一の、受入れ状況に係る届出書（参考様式第3 - 6号）及び支援実施状況に係る届出書（参考様式第3 - 7号）と同時に提出してください。

第8章 報告徴収・改善命令等

第1節 指導及び助言

【関係規定】

法第19条の19

出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 一 特定技能雇用契約が第2条の5第1項から第4項までの規定に適合すること。
- 二 適合特定技能雇用契約の適正な履行
- 三 1号特定技能外国人支援計画が第2条の5第6項及び第7項の規定に適合すること。
- 四 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

出入国在留管理庁長官は、次の事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができます。

- ・ 特定技能雇用契約が第2条の5第1項から第4項までの規定に適合すること。
- ・ 適合特定技能雇用契約の適正な履行
- ・ 1号特定技能外国人支援計画が第2条の5第6項及び第7項の規定に適合すること。
- ・ 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施
- ・ 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

指導及び助言を受けたにもかかわらず、必要な措置が講じられず、前記の事項が確保されていないと認められるときは、改善命令の対象となり得ますので、指導及び助言を受けた場合には、速やかにこれに応じなければなりません。なお、改善命令がされるとその旨が公示されることとなります。

第2節 報告徴収

【関係規定】

法第19条の20

出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するために必要な限度において、特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所属機関若しくは役職員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に關係人に対して質問させ、若しくは特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のあ

- る場所に立ち入り，その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては，入国審査官又は入国警備官は，その身分を示す証票を携帯し，関係人の請求があるときは，これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

出入国在留管理庁長官には，特定技能雇用契約の基準適合性及びその適正な履行並びに1号特定技能外国人支援計画の基準適合性及びその適正な実施並びに特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れの出入国又は労働に関する法令の適合性を確保するため，特定技能所属機関等に対し，報告の徴収，帳簿書類の提出若しくは提示の命令，出頭の命令，入国審査官等に質問又は立入検査を行わせる権限が認められています。

報告徴収等について，拒んだり，虚偽の回答を行ったりした場合などには，罰則（30万円以下の罰金）の対象になります（法第71条の4第2号）ので，留意してください。

なお，地方出入国在留管理局は，特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあることから，当該調査等の際には協力し，受入れが適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

第3節 改善命令等

【関係規定】

法第19条の21

出入国在留管理庁長官は，第19条の19各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは，特定技能所属機関に対し，期限を定めて，その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 出入国在留管理庁長官は，前項の規定による命令をした場合には，その旨を公示しなければならない。

入国審査官による調査等によって，特定技能雇用契約の基準適合性及びその適正な履行並びに1号特定技能外国人支援計画の基準適合性及びその適正な実施並びに特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れの出入国又は労働に関する法令の適合性が確保されていないと認めるときは，出入国在留管理庁長官が改善命令を行う場合があります。

この改善命令は，違反行為そのものについての是正を行うことはもとより，特定技能所属機関として，違反行為を起こすような受入れを行っていることそのものに

ついて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。

- 特定技能所属機関は、出入国在留管理庁長官から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。
- 改善命令に従わない場合や改善命令に違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象になります（法第71条の3）。

さらに、改善命令を受けた特定技能所属機関は、改善命令を受けた旨を公示されることとなりますので、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。

改善命令を受けることのないよう、日常的に特定技能外国人の適正な受入れを行うことが求められます。

【留意事項】

改善命令を受けた場合は、示された改善期日までに出入国在留管理庁長官が求めた改善のための措置が講じられ、かつ、今後は法令違反を犯さないような体制に改善されたことを明らかにするため、改善命令に係る改善報告書（参考様式第5-2号）を提出することが必要です。

第9章 登録支援機関

第1節 登録支援機関の登録申請

第1 登録支援機関の登録

(1) 登録等

【関係規定】

法第19条の23

契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務（以下「支援業務」という。）を行う者は，出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録は，5年ごとにその更新を受けなければ，その期間の経過によつて，その効力を失う。

- 特定技能所属機関との契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を行う者は，出入国在留管理庁長官の登録を受けることができます。

登録を受けるためには適合1号特定技能外国人支援計画の全部を実施できる必要があり，支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできません。

登録支援機関は，特定技能所属機関から委託を受けた支援業務を自ら行わなければならないが，委託を受けた業務を再委託することはできません。なお，支援業務を行うに当たって通訳人等の履行補助者を活用することは差し支えありません。

下記第3で記載する登録拒否事由に該当しない者であれば，法人のみならず，個人事業主であっても登録を受けることができ，幅広く認められます。

- 法人の場合に定款や登記上の目的に特定技能外国人の支援を行う旨の記載があることは登録上の要件ではありません。
- 法人の設立根拠法令により支援業務を行うことができるか否かは当該法令を所管する省庁等にお問い合わせください。

登録支援機関としての登録を受けた場合は，複数の特定技能所属機関との間で支援委託契約を締結することが可能ですが，当該契約を締結した全ての特定技能所属機関について，1号特定技能外国人支援計画を確実に履行しなければなりません。

- 登録は5年間有効となっており，更新を受けなければ登録は効力を失います。

【留意事項】

- 支援の委託を検討している者の利便性を向上する観点から、対応可能な分野や支援の委託手数料の標準的な金額を記した料金表を表示するなど、登録支援機関のホームページ等において周知することが望まれます。

(2) 申請手数料

【関係規定】

法第 19 条の 2 3

- 3 第 1 項の登録（前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

政令第 4 条

法第 19 条の 2 3 第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第 19 条の 2 3 第 1 項の登録を受けようとする者 2 万 8 4 0 0 円
- 二 法第 19 条の 2 3 第 1 項の登録の更新を受けようとする者 1 万 1 1 0 0 円

- 申請者は登録申請手数料として、手数料納付書（入管法施行規則別記第 8 3 号の 2 様式。以下「別記第 8 3 号の 2 様式」という。）に収入印紙を貼付し、納付しなければならないこととされています。手数料は次のとおりです。

- 新規登録 2 万 8 , 4 0 0 円
登録更新 1 万 1 , 1 0 0 円

【留意事項】

- 手数料は、申請の際に納付しなければならず、申請後は印紙の返還はできませんので、登録拒否事由の該当性（本節第 3 ）等について、十分に確認の上、申請を行うようにしてください。

第 2 登録の申請等

(1) 登録の申請

【関係規定】

法第 19 条の 2 4

前条第 1 項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

施行規則第 19 条の 19

- 1 法第 19 条の 2 4 第 1 項の申請は、別記第 29 号の 15 様式による申請書を地方出入国在

留管理局に提出して行わなければならない，

- 登録支援機関の登録を受けようとする者は，登録支援機関登録申請書（入管法施行規則別記様式第29号の15様式。以下この章において「申請書」という。）を申請者の住所（本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。なお，本店又は主たる事務所で支援業務を行うか否かにかかわらず，申請者の住所を管轄する地方出入国在留管理局が申請先となります。
- 申請は，申請書を郵送又は持参することにより行うことができます。なお，申請は，代理人が行うことも可能ですが，その場合は，委任状等申請人からの委任を受けていることを明らかにする書類の提出が必要です。

【留意事項】

原則として，初回の登録申請は，支援業務開始予定日の2か月前までに，更新申請は，登録の有効期間の満了日の2か月前までに地方出入国在留管理局に行ってください。

- 郵送での申請の場合には，原則として，書留等（対面で届き，かつ受領印又は受領の際に署名を行い，かつ，「信書」を送ることができる方式）で行うことに留意してください。

（2）申請書の記載事項

【関係規定】

法第19条の24

前条第1項の登録を受けようとする者は，法務省令で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名
- 二 支援業務を行う事務所の所在地
- 三 支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に関し法務省令で定める事項

施行規則第19条の19

第2項 法第19条の24第1項第3号の法務省令で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- 一 支援業務を開始する予定年月日
- 二 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要。

- 登録支援機関の登録を受けようとする者は，法第19条の24第1項に定められている事項を申請書に記載しなければなりません。

（3）申請書の添付書類

【関係規定】

法第19条の24

2 前項の申請書には、前条第1項の登録を受けようとする者が第19条の26第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 登録支援機関の登録申請に際しては、法第19条の26第1項各号に定められている登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面その他の必要な書類を提出しなければならない。
- 必要な添付書類の詳細については、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類一覧表を参照いただき、御不明な点があれば地方出入国在留管理局にお問合せください。

第3 登録拒否事由

登録支援機関になろうとする者は、次の拒否事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくは添付書類のうちの重要事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実が欠けているときは、登録を拒否されることとなります。

(1) 関係法律による刑罰を受けたことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- 二 出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第4号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過し

ない者

四 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条,第213条の2若しくは第214条第1項,船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条,第159条若しくは第160条第1項,労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。),厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条,第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。),労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。)の規定により,罰金の刑に処せられ,その執行を終わり,又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

政令第5条 法第19条の2第1項第2号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは,次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条(船員職業安定法(昭和23年法律第130号))第89条第1項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項の規定により適用される場合を含む。),第118条第1項(労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。),第119条(第1号(同法第16条,第17条,第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第120条(第1号(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
- 二 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。),第130条(同法第33条,第34条第1項,第35条,第45条及び第66条(同法第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項,第54条,第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)
- 三 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条,第64条,第65条(第1号を除く。)及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- 四 船員職業安定法第111条から第115条までの規定
- 五 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- 六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定
- 七 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条,第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定

- 八 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- 九 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- 十 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条，第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 十一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条，第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- 十二 育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第62条から第65条までの規定
- 十三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条，第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- 十四 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条，第119条及び第121条の規定，船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定

次のいずれかに該当する者は，関係法律による刑罰を受けていることによる登録拒否事由に該当することから，登録支援機関になることはできません。

禁錮以上の刑に処せられた者

出入国又は労働に関する法律に違反し，罰金刑に処せられた者

暴力団関係法令，刑法等に違反し，罰金刑に処せられた者

社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し，罰金刑に処せられた者

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

< 法人の場合 >

- ・登記事項証明書

- ・役員の住民票の写し

* 未成年者がある場合で，法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。

- ・登録支援機関の役員に関する誓約書（参考様式第2-7号）

* 住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合

< 個人事業主の場合 >

- ・個人事業主の住民票の写し

* 未成年者がある場合で，法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

住民票の写しは、マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。外国人（特別永住者を除く。）の場合は、国籍（国又は地域）、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。

役員については、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている登録拒否事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第2-7号参照。）の提出で代替可能です。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は1号特定技能外国人支援に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、登録拒否事由に該当していたことが判明した場合には、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者として登録拒否事由に該当し得ることとなりますので注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。

（2）登録を取り消されたことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

七 第19条の32第1項の規定により第19条の23第1項の登録を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者

八 第19条の32第1項の規定により第19条の23第1項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第12号において同じ。）であつた者で、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの

- 登録支援機関としての登録の取消しを受けた場合、当該取消日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む。）は、登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2 - 1号）

【留意事項】

欠格事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。

（3）出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

九 第19条の23第1項の登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- 登録の申請の日前5年以内に、出入国又は労働関係法令に関する不正又は著しく不当な行為（以下「不正行為」という。）を行った者は、登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2 - 1号）

【留意事項】

- 出入国又は労働関係法令に関する不正行為の例の主なものとしては、次の表に該当するものが挙げられます。

表（出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為）

	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為
イ	外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
ロ	外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
ハ	外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
ニ	イからハまでに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
ホ	外国人に係る出入国又は労働に関する不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節

	若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
へ	外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は雇用契約の不履行に係る違約金契約を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
ト	外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人の支援委託契約を締結する行為
チ	法第24条第3号の4イから八までに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為
リ	外国人の就労に関し、労働基準法又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他これらに類する法令の規定に違反する行為
ヌ	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年11月28日法律第89号)第37条第1項の規定により監理許可を取り消された法人である場合の当該取消しの処分を受ける原因となった行為及び同法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された場合の当該取消しを受ける原因となった行為
ル	出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。)
ヲ	他の機関が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った当時、当該他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為
ワ	法第19条の32第1項の規定により登録支援機関の登録の取消しが行われ

ようとする者が当該取消しを免れる目的で法第19条の29第1項に規定による支援業務の廃止の届出を行う行為

* 上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。

暴行・脅迫・監禁（同表イ）

外国人に対して暴行，脅迫又は監禁を行っていた場合です。なお，当該行為によって刑事罰に処せられているか否かを問いません。

旅券・在留カードの取上げ（同表ロ）

外国人の旅券又は在留カードを，その意思に反して保管していた場合です。例えば，登録支援機関において失踪防止の目的などとして，旅券や在留カードを保管していた場合が該当します。

外出その他私生活の自由を不当に制限する行為（同表ハ）

外国人の外出，外部との通信等を不当に制限している場合です。例えば，登録支援機関の許可を得ないで外出することを禁止したり，携帯電話の所持を禁止したりしていた場合が該当します。

その他人権を著しく侵害する行為（同表ニ）

外国人の人権を著しく侵害する行為（前記 から に該当する行為は除く。）を行っていた場合です。例えば，外国人から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり，人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や外国人の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。

偽変造文書等の行使・提供（同表ホ）

外国人についての出入国又は労働に関する不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し，当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付，上陸許可，在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受けるとの目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。

保証金の徴収等（同表ヘ及びト）

外国人やその家族から，保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば，外国人の失踪を防止するために，外国人やその家族等から保証金を徴収したり，失踪した際の違約金を定めていた場合です。また，地方出入国在留管理局，労働基準監督署等に対して，「出入国又は労働に関する不正若しくは著しく不当な行為」を通報すること，休日に許可を得ずに外出すること，業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて，その違約金を定める行為や外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても，「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

また，特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し，これをあっせんする第三者がいる場合において，当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知

りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。

不法就労者の雇用（同表チ）

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は、業として、及びの行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。

労働関係法令違反（同表リ）

登録支援機関において、外国人の就労活動に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があつた場合です。

監理許可の取消し（同表ヌ及びル）

登録支援機関が、技能実習制度における監理団体であつた場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）を行つた場合又は技能実習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該当します。

不正行為当時の役員（同表ヲ）

登録支援機関の経営者が他の機関が不正行為を行つたときに当該機関の経営者等に就任して外国人の受入れ等に係る業務に従事していた場合が該当します。

登録支援機関の登録取消しを逃れる行為（同表ワ）

登録支援機関の登録の取消しが行われようとしている者が、登録取消しを免れる目的で支援業務の廃止の届出を行つた場合です。

（4）暴力団排除の観点からの拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第13号において「暴力団員等」という。）

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

次に該当する者は、暴力団排除の観点からの登録拒否事由に該当し、登録支援機

関になることはできません。

暴力団員等及びその役員が暴力団員等
暴力団員等がその事業活動を支配する者

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2 - 1号）

（5）申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

五 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

施行規則第19条の20

法第19条の26第1項第5号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

次のいずれかに該当する者は、行為能力・役員等の適格性の観点からの登録拒否事由に該当し、登録支援機関になることはできません。

精神機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知等を適切に行うことができない者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

法人の役員、未成年の法定代理人で登録拒否事由（第13号及び第14号を除く。）に該当する者

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2 - 1号）

(6) 行方不明者の発生による拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 過去1年間に、登録支援機関になろうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者

登録支援機関が外国人について自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている場合には、当該機関の支援体制が十分であるとはいえないことから、過去1年間に行方不明者を発生させていないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）

【留意事項】

「外国人」とは、次に該当する者をいいます。

- ・支援を行っている1号特定技能外国人
- ・監理団体として実習監理している技能実習生
- ・雇用している特定技能外国人及び技能実習生

「責めに帰すべき事由」があるとは、登録支援機関が1号特定技能外国人支援計画を適正に実施しない場合や技能実習制度の法令違反や基準に適合しない行為が行われていた期間内に、特定技能外国人の行方不明者を発生させたような場合をいい、行方不明者の人数にかかわらず、行方不明者を1人でも発生させていた場合には、本基準に適合しないこととなります。

登録支援機関が、技能実習制度における実習実施者又は監理団体（技能実習法施行前の実習実施機関又は監理団体を含む。）として、雇用又は実習監理した技能実習生について責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させた場合にも、本基準に適合しないこととなります。

登録支援機関は、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施するとともに、特定技能外国人からの相談に真摯に応じ、当該外国人の安定した生活・就労が確保されるよう適切な対応を行うなどし、外国人の行方不明の発生防止に努めなければなりません。

(7) 支援責任者及び支援担当者が選任されていないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

二 登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに1名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者

登録支援機関になろうとする者において、役員又は職員の中から支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに1名以上の支援担当者を選任することを求めるものです。

支援責任者が支援担当者を兼ねることとしても差し支えありませんが、その場合には、支援担当者として支援業務を行う事務所に所属することが求められます。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）
- ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号）
- ・支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号）
- ・支援担当者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号）
- ・支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）

【留意事項】

「支援責任者」とは、登録支援機関の役員又は職員（常勤であることを問わない。）であり、支援担当者を監督する立場にある者をいいます。

具体的には、次の事項について統括管理することが求められます。

- ・支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関する事
- ・支援の進捗状況の確認に関する事
- ・支援状況の届出に関する事
- ・支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関する事

- ・ 特定技能所属機関との連絡調整に関すること
- ・ 制度所管省庁，業所管省庁その他関係機関との連絡調整に関すること
- ・ その他支援に必要な一切の事項に関すること

「支援担当者」とは，登録支援機関の役員又は職員であり，1号特定技能外国人支援計画に沿った支援を行うことを任務とする者をいい，この役職員は常勤であることが望まれます。

「支援業務を行う事務所ごとに1名以上の支援担当者を選任」とは，登録支援機関の支援業務を行う事務所に所属する者の中から少なくとも1名以上の支援担当者を選任することをいい，支援委託契約を締結する特定技能所属機関ごとに支援担当者を1名選任しなければならないものではありません。

支援責任者が支援担当者を兼ねることも可能ですが，その場合であっても，双方の基準に適合しなければなりません。

支援担当者が複数の1号特定技能外国人の支援を行うことも可能です。

(8) 中長期在留者の適正な受入れ実績がないこと等による拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は，第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

三 次のいずれにも該当しない者

イ 登録支援機関になろうとする者が，過去2年間に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。八において同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること

ロ 登録支援機関になろうとする者が，過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること

ハ 登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が，過去5年間に2年以上法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

ニ イから八までに掲げるもののほか，登録支援機関になろうとする者が，これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること

- 登録支援機関になろうとする者は、次のいずれかに該当しなければなりません。
- 過去2年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者
- 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者
- 選任された支援責任者及び支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
- ないし に該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるもの
- （注）法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する者をいう。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）

<第3号二に該当する場合>

- ・第3号二に該当（同号イからハまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書
- ・上記説明書の記載内容に係る立証資料

【留意事項】

「支援責任者」及び「支援担当者」については、前記（7）を参照してください。

- 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。

第3号ロに関し、「各種の相談業務に従事した経験」とは、主に在留外国人に対する法律、労働又は社会保険に関する相談若しくは官公署に提出する書類の作成や手続に関する相談が想定されますが、件数を限定するものではありません。これは、「報酬を得る目的で業として」行われることが必要であり、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相

談(いわゆるボランティア活動を含む。)や無償で行った相談は、「報酬を得る目的で業として」行ったものとはいえません。

第3号八に関し、「生活相談業務」とは、1号特定技能外国人に対して求められる支援のうち、生活に必要な契約に係る支援、生活オリエンテーション、定期的な面談として行う内容に関するものなどをいいます。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもっては、生活相談業務とはいえません。

また、「生活相談業務」について、相談内容や件数を限定するものではありませんが、業務として行われたことが必要であることから、個人的な人間関係(日常生活に関するものをいう。)に基づき行う相談(いわゆるボランティア活動を含む。)は、実績とはいえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者に限られています。

第3号二に関し、「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第3号イから八までに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。

第3号二に該当するか否かについては、提出された資料に基づき個別に判断がされることとなります。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する外国人(在留資格を問わない。)の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績及び事業の公益性の度合い並びに支援業務に従事する役職員の経験及び保有する資格などの諸事情が挙げられます。

(9) 情報提供・相談等の適切な対応体制がないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

四 情報提供及び相談対応に関し次のいずれかに該当する者

イ 適合1号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について、特定技能外

国人が十分に理解することができる言語により適切に情報提供する体制を有していない者

□ 特定技能外国人からの相談に係る対応について、担当の職員を確保し、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応する体制を有していない者

ハ 支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者

- 支援業務の適正性の確保の観点から、特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制、担当職員を確保しての特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制、支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者との定期的面談体制を有していない者は、登録支援機関になることはできません。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2号）

【留意事項】

- 「十分に理解することができる言語」とは、特定技能外国人の母国語には限りませんが、当該外国人が内容を余すことなく理解できるものをいいます。

「相談に係る対応について、担当の職員を確保し」とは、特定技能外国人が十分に理解できる言語により対応可能な職員が在籍していることのほか、必要な際に委託するなどして通訳人を確保できることなどをいいます。なお、通訳人を登録支援機関の職員として雇い入れることまでは必要ありませんが、当該通訳人は、あくまで相談業務の履行補助者であることに留意してください。

相談対応は、必ずしも24時間の対応が即時に可能であることまでを求めるものではありませんが、可能な限り、複数の職員を確保して、特定技能外国人の勤務形態に合わせて、1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上対応し、相談しやすい就業時間外などにも対応できることが求められます。詳細については、運用要領別冊（支援）を参照してください。

「定期的な面談」とは、支援責任者又は支援担当者が、特定技能外国人及び当該外国人を監督する者それぞれと3か月に1回以上面談を実施できる体制を有していることが求められます。詳細については、運用要領別冊（支援）を参照してください。なお、漁業分野（漁業）のようにその特殊性により、3か月に1回以上の面談を行うことが困難な場合の方法については、第5章第2節第2（6）を参照してください。

（10）支援業務実施に係る文書の作成等をしないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のい

ずれかに該当するとき，又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

五 支援業務の実施状況に係る文書を作成し，当該支援業務を行う事務所に，当該支援業務に係る支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約の終了の日から1年以上備えて置くこととしていない者

登録支援機関に対し，1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する文書を作成し，支援の対象である1号特定技能外国人に係る特定技能雇用契約終了日から1年以上備えて置くことを求めるものです。

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

【留意事項】

帳簿とは，少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。

支援実施体制に関する管理簿

- ・登録支援機関の氏名又は名称，住所，代表者氏名，法人番号，役員の氏名，役職及び住所
- ・支援を行う事業所の名称，住所及び連絡先
- ・職員数（常勤・非常勤職員数の内訳）
- ・支援実績（毎月における支援人数，行方不明者数）
- ・支援責任者の身分事項，住所，役職及び経歴（履歴書，就任承諾書）
- ・支援担当者の身分事項，住所，役職及び経歴（履歴書，就任承諾書）
- ・対応可能な言語及び同言語による相談担当者に関する事項（委託契約書，通訳人名簿）

支援の委託契約に関する管理簿

- ・受託した支援業務に関する事項（支援委託契約書（参考様式第5-10号））
- ・支援経費の収支に関する事項（支援委託費を含む。）

支援対象者に関する管理簿

- ・1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・当該外国人を雇用する特定技能所属機関の氏名又は名称
- ・1号特定技能外国人支援計画の内容（支援計画書）
- ・支援の開始日
- ・支援の終了日（支援を終了した理由を含む。）

支援の実施に関する管理簿

事前ガイダンスに関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 実施日時及び実施場所
- ・ 実施内容（情報提供内容）
- ・ 実施方法
- ・ 実施担当者（通訳人含む。）の氏名及び役職

* 事前ガイダンスの確認書（参考様式第5 - 9号）を保存してください。

出入国時の送迎に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 出迎え日（上陸日）及び見送り日（出国日）
- ・ 実施担当者の氏名及び役職

住居の確保及びその他生活に必要な契約に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 確保した住居に関する事項（住所，住居の形態（賃貸，社宅等），家賃等）
- ・ 支援した契約に関する事項（契約内容，保証人契約内容）
- ・ 実施担当者の氏名及び役職

生活オリエンテーションに関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 実施日時及び実施場所
- ・ 実施内容（情報提供内容）
- ・ 実施方法
- ・ 実施担当者（法的保護に関する情報提供の実施者を含む。）の氏名及び役職

関係機関への同行等支援に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 実施日時及び実施場所
- ・ 実施内容
- ・ 実施方法
- ・ 実施担当者の氏名及び役職

日本語を学習する機会の提供に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・ 実施内容
- ・ 実施方法
- ・ 実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び役職

相談・苦情対応に関する事項

- ・ 1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号

- ・相談日時
- ・相談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
- ・実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び役職
日本人との交流促進に関する管理簿
- ・1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・実施日時及び実施場所
- ・実施方法
- ・実施担当者の氏名及び役職
非自発的離職時における転職支援に関する事項
- ・1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・転職相談日，実施時間及び実施場所
- ・相談内容及び対応内容（面談記録，対応記録）
- ・転職先候補企業の名称，所在地，連絡先
- ・実施担当者（通訳人含む。）の氏名及び役職
定期的な面談の実施に関する管理簿
- ・1号特定技能外国人の氏名，生年月日，国籍・地域，性別及び在留カード番号
- ・監督者の氏名及び役職
- ・面談日時
- ・面談内容（法令違反行為を認知した場合の関係行政機関への通報等を含む。）
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職

帳簿の保存期間は，支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約が終了した日から1年間となります。

支援状況に関し報告又は資料の提出を求められた場合は，これに応じることができるよう帳簿は適正に作成し，保存してください。

なお，報告若しくは資料の提出をせず，又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合は，登録の取消しの対象となることに留意してください。

他の法令で作成・保存が義務付けられている帳簿については，当該法令の規定にのっとり適切に管理してください。

（11）支援責任者及び支援担当者 と 特定技能所属機関等との関係性による拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は，第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき，又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり，若しくは重要な事実の記載が欠けているときは，その登

録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者

イ 法第19条の26第1項第1号から第11号までのいずれかに該当する者

ロ 特定技能所属機関の役員の配偶者、2親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

ハ 過去5年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

○ 支援の適正性を確保するため、支援責任者又は支援担当者が、登録拒否事由（法第19条の26第1項第1号から第11号まで）のいずれかに該当していた場合には、登録支援機関になることはできません。

○ 支援の中立性を確保するため、特定技能所属機関の役員の配偶者や2親等内の親族のほか、特定技能所属機関の役員と社会生活上密接な関係を有する者が支援責任者として選任されている場合は、登録支援機関になることはできません。

過去5年間に特定技能所属機関の役員又は職員であった者を支援責任者として選任している場合についても、登録支援機関となることはできません。

【確認対象の書類】

- ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号）
- ・支援責任者の履歴書（参考様式第2-4号）
- ・支援担当者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号）
- ・支援担当者の履歴書（参考様式第2-6号）

（12）特定技能外国人に支援に要する費用を負担させることによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登

録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

七 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることとしている者

- 1号特定技能外国人に対する支援(運用要領別冊(支援)に定める「義務的支援」)に要する費用は、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

・登録支援機関誓約書(参考様式第2-1号)

【留意事項】

「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援(運用要領別冊(支援)に定める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含みます。なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において本人に負担させることを妨げるものではありません。

・事前ガイダンス、生活オリエンテーション、相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等

・1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通費等

特定技能外国人の受入れに当たっては、1号特定技能外国人支援計画における事前ガイダンスにおいて、支援に要する費用を直接又は間接的に負担させないことについて説明してください。また、生活オリエンテーションにおいても、同様に説明してください。

- (13) 支援の委託契約締結に当たって支援に要する費用の額等を明示しないことによる拒否事由

【関係規定】

法第19条の26

出入国在留管理庁長官は、第19条の23第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の24第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

十四 支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるもの

施行規則第19条の21

法第19条の26条第1項第14号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

八 法第2条の5第5項の契約を締結するに当たり、特定技能所属機関に対し、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者

○ 支援の適正性の確保の観点から、登録支援機関は特定技能所属機関から1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受ける際は、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すことを求めるものです。

【確認対象の書類】

- ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）
- ・支援委託手数料に係る説明書（予定費用）（参考様式第2-8号）

【留意事項】

特定技能所属機関から徴収する支援委託費用については、法令上の上限はありませんが、支援委託契約を締結する際に当該費用の額及び内訳を特定技能所属機関に明示してください。


第2節 登録支援機関に関する届出等

本節に定める届出は、届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。

また、同届出は、インターネットを介して行うこともできます。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。

なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです（令和3年4月1日から利用開始。）

別表（「出入国在留管理庁電子届出システム」ポータルサイト）

URL	QRコード
http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html	

第1 変更の届出

【関係規定】

法第19条の27 第19条の23第1項の登録を受けた者（以下「登録支援機関」という。）は、第19条の24第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

施行規則第 19 条の 22

法第 19 条の 27 第 1 項の届出は、当該変更の日から 14 日以内に、別記第 29 号の 16 様式による届出書を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

登録支援機関は、登録した申請書の記載事項に掲げる事項に変更があったときは、登録事項変更に関する届出書（入管法施行規則別記第 29 号の 16 様式。以下「別記第 29 号の 16 様式」という。）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。

変更届出をしようとする場合にあっては、変更の日から 14 日以内に届出を行うことが必要です。届出をするに際しては、次の別表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。

なお、変更届出を受け付けた後に、地方出入国在留管理局が登録拒否事由に該当するものであることを確認した場合にあっては、当該変更を是正するよう指導することとなりますので、指導を受けた登録支援機関は当該指導に従うことが必要です。当該指導に従わない場合には登録が取り消されることもあるので留意願います。

別表（登録支援機関変更事項関係）

変更事項	添付書類	特記事項
氏名又は名称	<p>< 共通 > 登録支援機関概要書(参考様式第 2 - 2 号)</p> <p>< 法人の場合 > 登記事項証明書</p> <p>< 個人事業主の場合 > ・住民票の写し ・変更後の屋号を明らかにする書類</p>	<p>・支援を行う事務所の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書(参考様式第 2 - 2 号)に記載すること。</p> <p>・添付の登録支援機関概要書(参考様式第 2 - 2 号)には、該当する変更部分のみを記載すること。</p>
住所	<p>< 共通 > 登録支援機関概要書(参考様式第 2 - 2 号)</p> <p>< 法人の場合 > 登記事項証明書</p> <p>< 個人事業主の場合 > 住民票の写し</p>	<p>・郵便番号又は電話番号のみを変更する場合には、変更事項を「住所」として届出が必要(添付書類は不要)。</p> <p>・支援業務を行う事務所の所在地についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書(参考様式第 2 - 2 号)に記載すること。</p> <p>・添付の登録支援機関概要書(参</p>

		考様式第2-2号)には,該当する変更部分のみを記載すること。
代表者の氏名	登録支援機関概要書(参考様式第2-2号) 登記事項証明書 住民票の写し	・添付の登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)には,該当する変更部分のみを記載すること。
支援業務を行う事務所の所在地	登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)	・支援を行う事務所の名称を変更する場合には,変更事項を「支援業務を行う事務所の所在地」として届出が必要。 ・登録支援機関の住所についても同時に変更となる場合には,届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)に記載すること。 ・登録支援機関の名称についても同時に変更となる場合には,届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)に記載すること。 ・添付の登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)には,該当する変更部分のみを記載すること。
支援業務の内容及び実施方法	登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)	・添付の登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)には,該当する変更部分のみを記載すること。
支援業務を開始する予定年月日		・登録申請時に申請書に記載した予定年月日に支援業務を開始しない場合に届出が必要
特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)	・対応可能言語を追加又は削除した場合に届出が必要 ・添付の登録支援機関概要書(参考様式第2-2号)には,該当する変更部分のみを記載すること。

【確認対象の書類】

・登録事項変更に関する届出書(別記第29号の16様式)

【留意事項】

登録事項の変更項目が複数ある場合は,登録事項変更に関する届出書(別記第29号の16

様式)の A「変更事項」欄に「別紙のとおり」と記載し、登録事項変更に関する届出書(別記第29号の16様式別紙)(参考様式第4-4号)を添付することとして差し支えありません。

添付する登録支援機関概要書については、変更部分のみを記載し、当該変更部分に英語表記欄がある場合には、英語表記についても必ず記載してください。

第2 登録支援機関登録簿の閲覧


【関係規定】

法第19条の28

出入国在留管理庁長官は、登録支援機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

- 出入国在留管理庁長官が登録支援機関登録簿に登録した情報は、出入国在留管理庁ホームページにおいて公表されますので、支援を委託する際に御活用ください。

(登録支援機関登録簿)

URL	QRコード
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html	

第3 休廃止の届出等

【関係規定】

法第19条の29

登録支援機関は、支援業務を休止し、又は廃止したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により支援業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録支援機関に係る第19条の23第1項の登録は、その効力を失う。

施行規則第19条の23

法第19条の29第1項の届出は、当該休止又は廃止の日から14日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出をして支援業務を休止した者は、休止した支援業務を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

登録支援機関は、支援業務を休廃止したときは、休廃止日から14日以内に、支

援業務の休止又は廃止に係る届出書（参考様式第4 - 1号）を登録支援機関の住所（本店又は主たる事務所）を管轄する地方出入国在留管理局に提出しなければなりません。

支援業務を休廃止しようとする場合であって、特定技能所属機関から委託を受けて支援中であるときは、1号特定技能外国人に対する支援への影響がないよう特定技能所属機関と事前に相談の上、対応してください。

支援業務を廃止した旨の届出があったときは、登録の効力は失われます。

【確認対象の書類】

< 支援業務の休止又は廃止した場合 >

- ・ 支援業務の休止又は廃止に係る届出書（参考様式第4 - 1号）

< 支援業務を再開しようとする場合 >

- ・ 支援業務の再開に係る届出書（参考様式第4 - 2号）

【留意事項】

休止した支援業務を再開しようとするときは、再開予定日の1か月前までに、支援業務の再開に係る届出書（参考様式第4 - 2号）をもって、地方出入国在留管理局にその旨を届け出なければなりません。

支援業務を廃止したときは登録支援機関登録通知書を地方出入国在留管理局に返納しなければなりません。支援業務を休止した場合には、通知書の返納は必要ありませんが、亡失・滅失等のないように保管しなければなりません。

第4 支援の実施状況に関する届出

【関係規定】

法第19条の30

- 2 登録支援機関は、法務省令で定めるところにより、支援業務の実施状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

施行規則第19条の24

法第19条の30第2項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

- 2 法第19条の30第2項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号
- 二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所
- 三 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）
- 四 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人

の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

- 登録支援機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、支援委託契約の相手方（特定技能所属機関）の住所を管轄する地方出入国在留管理局に支援業務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。
- 届出事項は次のとおりとなっています。
 - 特定技能外国人の氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地及び在留カードの番号
 - 特定技能所属機関の氏名又は名称及び所在地
 - 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）
 - 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生，特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- 四半期は次のように定められています。
 - 第1四半期： 1月1日から 3月31日まで
 - 第2四半期： 4月1日から 6月30日まで
 - 第3四半期： 7月1日から 9月30日まで
 - 第4四半期： 10月1日から 12月31日まで

【確認対象の書類】

- ・ 支援実施状況に係る届出書（参考様式第4 - 3号）

【留意事項】

本届出は、支援の対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに行った支援について、届け出なければなりません。

定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談を端緒として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出なければなりません。

非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出なければなりません。

定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第5 - 5号，第5 - 6号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。なお、当該面談において、特定技能所属機関における不正行為を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該不正行為が生じている事実を通知するとともに、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3 - 5号）を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。

その他の適格性に関することについては、登録支援機関が行政機関から指導があった場合等

に，理由書（任意書式）や疎明資料を添付してください。

第3節 登録の取消し等

第1 登録の取消し

【関係規定】

法第19条の32

出入国在留管理庁長官は，登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは，その登録を取り消すことができる。

- 一 第19条の26第1項各号（第7号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 第19条の27第1項，第19条の29第1項又は第19条の30第2項の規定に違反したとき。
- 三 第19条の30第1項の規定に違反したとき。
- 四 不正の手段により第19条の23第1項の登録を受けたとき。
- 五 第19条の34の規定による報告若しくは資料の提出をせず，又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

一度登録を受けた登録支援機関であっても，登録拒否事由に該当することとなった場合，届出義務を履行しなかった場合，委託を受けた適合1号特定技能外国人支援計画に基づき支援業務を行わなかった場合，不正の手段により登録を受けた場合，求められた報告等に対し虚偽の報告等を行った場合には，登録の取消しの対象となります。

特定技能所属機関から委託を受けて支援中の場合に登録が取り消されると，1号特定技能外国人の在留資格該当性が失われる可能性もあることから，取消事由に該当することがないよう留意が必要です。

登録が取り消されると，取消しの日から5年間は新たに登録支援機関の登録が受けられなくなります（法第19条の26第1項第7号）。

第2 登録の抹消

【関係規定】

法第19条の33

出入国在留管理庁長官は，第19条の23第2項若しくは第19条の29第2項の規定により第19条の23第1項の登録がその効力を失ったとき，又は前条第1項の規定により第19条の23第1項の登録を取り消したときは，当該登録を抹消しなければならない。

登録の有効期間が経過した場合，支援業務を廃止した場合，登録が取り消された場合には，登録支援機関登録簿の登録が抹消されます。

第4節 登録支援機関に対する指導及び助言

【関係規定】

法第19条の3 1

出入国在留管理庁長官は，登録支援機関の支援業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは，登録支援機関に対し，必要な指導及び助言を行うことができる。

1号特定技能外国人が，「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするために職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援を適切に行うことが必要です。このため，出入国在留管理庁長官は，登録支援機関の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは，登録支援機関に対し，必要な指導及び助言を行うことができるとされています。

また，1号特定技能外国人については，日本で就労活動をするに当たって，様々な困難に直面することが想定されますが，当該外国人を受け入れる特定技能所属機関や登録支援機関が，当該外国人からの相談に応じ，必要な情報の提供，助言その他の援助を適切に行うことが制度の適切な運用を図るために必要です。

第5節 登録支援機関に対する報告又は資料の提出

【関係規定】

法第19条の3 4

出入国在留管理庁長官は，支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において，登録支援機関に対し，その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

出入国在留管理庁長官は，登録支援機関の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において，登録支援機関に対し，その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

報告又は資料の提出を求められたにも関わらず，これに応じず，又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは，登録の取消しの対象となりますので，速やかにこれに応じるよう留意してください。

第10章 罰則等

次の行為については、罰則等の適用があります。

対象	内容	罰則	根拠規定
法第19条の21第1項(改善命令等)	法第19条の21第1項の規定による処分に違反した者	6月以下の懲役 又は30万円以下の罰金	法第71条の3
法第19条の18第1項第1号(特定技能雇用契約に係る届出)	法第19条の18第1項第1号の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	法第71条の4第1号
法第19条の18第2項第1号(特定技能外国人の氏名及びその活動内容その他の法務省令で定める事項の届出)	法第19条の18第2項第1号の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	法第71条の4第1号
法第19条の20第1項(報告徴収等)	法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず,若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし,又は同項の規定による質問に対して答弁をせず,若しくは虚偽の答弁をし,若しくは同項の規定による検査を拒み,妨げ,若しくは忌避した者	30万円以下の罰金	法第71条の4第2号
法第19条の18第1項第2号,第3号及び4号(支援計画の変更の届出,第2条の5第5項の契約に係る届出,受入れ困難に係る届出及び不正行為に係る届出)	法第19条の18第1項(第1号を除く。)の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第77条の2
法第19条の18第2項第2号及び第3号(支援の実施状況の届出及び活動内容に係る届出)	法第19条の18第2項(第1号を除く。)の規定による届出をせず,又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料	第77条の2

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関して,上記の罰則(法第71条の3及び第71条の4に限る。)の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対しても,各本条の罰金刑を科することとしています(両罰規定。法第76条の2)

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）

<別紙1の1>

外国人

受入れ機関

国外試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は
技能実習2号を修了した外国人（帰国済み）

労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

特定技能雇用契約の締結

- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・ 報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等

登録支援機関と委託契約の締結

（注）受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人支援の全部を実施することが困難である場合、同支援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

- ・（契約締結後に）受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・ 健康診断の受診

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

<技能試験>

- ・ 特定産業分野の業務区分に対応する試験

<日本語試験>

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト【国際交流基金】
- ・ 日本語能力試験（N4以上）【国際交流基金】



受入れ機関から
外国人へ送付

1号特定技能外国人支援計画を策定

<記載事項>

- ・ 職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援（入国前の情報提供、住宅の確保等）
- ・ 支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
- ・ 支援責任者等

在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局へ）

<主な添付資料>

- ・ 受入れ機関の概要
- ・ 特定技能雇用契約書の写し
- ・ 1号特定技能外国人支援計画
- ・ 日本語能力を証する資料
- ・ 技能を証する資料 等

在外公館に査証申請

在留資格認定証明書受領

査証受領

入国

就労開始

【各種支援】

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、関係機関への同行支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援、転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

【各種届出】

雇用契約の変更等、支援計画の変更、支援計画の実施状況 等

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）

<別紙1の2>

外国人

受入れ機関

国内試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は技能実習2号を修了した外国人（在留中）

労働，社会保険，租税関係法令を遵守していること
1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

特定技能雇用契約の締結

- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させること
 - ・ 報酬，福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等
- ・（契約締結後に）受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
・ 健康診断の受診

登録支援機関と委託契約の締結

（注）受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人支援の全部を実施することが困難である場合，同支援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

< 技能試験 >

- ・ 特定産業分野の業務区分に対応する試験

< 日本語試験 >

- ・ 日本語能力試験（N4以上）

【日本国際教育支援協会】

1号特定技能外国人支援計画を策定

< 記載事項 >

- ・ 職業生活上，日常生活上，社会生活上の支援（在留資格変更許可申請前の情報提供，住宅の確保等）
- ・ 支援計画の全部を委託する場合は，その契約内容
- ・ 支援責任者等

在留資格変更許可申請（地方出入国在留管理局へ）

< 主な添付資料 >

- ・ 受入れ機関の概要
- ・ 特定技能雇用契約書の写し
- ・ 1号特定技能外国人支援計画
- ・ 日本語能力を証する資料
- ・ 技能を証する資料 等

- ・ 原則は外国人本人による申請
- ・ 受入れ機関の職員は，地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合，申請を取り次ぐことが可能

在留資格「特定技能1号」
へ在留資格変更

【各種支援】

生活オリエンテーション，生活のための日本語習得の支援，関係機関への同行支援，外国人からの相談・苦情対応，外国人と日本人との交流の促進に係る支援，転職する際にハローワークを利用する場合には，ハローワークは希望条件，技能水準，日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

就労開始

【各種届出】 雇用契約の変更等，支援計画の変更，支援計画の実施状況 等



届出一覧表（特定技能所属機関（2の1））

<別紙2>

種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1 2 3 4 5 随時届出	特定技能雇用契約に係る届出書 （参考様式第3 - 1号）	特定技能所属 機関の住所を 管轄する地方 出入国在留管 理局	持参， 郵送 又は インター ネット	事由発生日 から14日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約について，変更，終了，新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については，本要領第7章第1節を参照すること。
	支援計画変更に係る届出書 （参考様式第3 - 2号）				<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画について，変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については，本要領第7章第2節を参照すること。
	支援委託契約に係る届出書 （参考様式第3 - 3号）				<ul style="list-style-type: none"> ・支援委託契約について，締結，変更，終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については，本要領第7章第3節を参照すること。
	受入れ困難に係る届出書 （参考様式第3 - 4号）				<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人の受入れが困難となった場合（行方不明，死亡等）は届出が必要。 ・詳細については，本要領第7章4節を参照すること。
	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書 （参考様式第3 - 5号）				<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人について，不正行為（残業代等賃金の不払，暴行・脅迫，旅券又は在留カードの取上げ，労働関係法令違反など）があった場合は届出が必要。 ・詳細については，本要領第7章第5節を参照すること。

届出一覧表（特定技能所属機関（2の2））

<別紙2>

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	定期届出	受入れ状況に係る届出書 (参考様式第3 - 6号)	特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局	持参, 郵送 又は インターネット	翌四半期の初日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数, 場所及び従事した業務の内容等について届出が必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3 - 7号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3 - 8号)と併せて提出すること。 ・詳細については, 本要領第7章第6節を参照すること。
2		支援実施状況に係る届出書 (参考様式第3 - 7号)				<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要。 ・詳細については, 本要領第7章第7節を参照すること。
3		活動状況に係る届出書 (参考様式第3 - 8号)				<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考様式第3 - 8号別紙, 預金口座等への振込状況を含む。), 離職者数, 行方不明者数, 社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況等について届出が必要。 ・詳細については, 本要領第7章第8節を参照すること。

届出一覧表（登録支援機関）

< 別紙3 >

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	随時届出	登録事項変更に係る届出書 (入管法施行規則別記第29号の16様式)	登録支援機関の住所 (本店又は主たる事務所)を管轄する地方出入国在留管理局	持参, 郵送 又は インターネット	事由発生日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 登録申請書に記載した事項(氏名又は名称,住所,代表者の氏名,支援業務を行う事務所の所在地等)に変更があった場合には,届出が必要。 詳細については,本要領第9章第2節第1を参照すること。
2		支援業務の休止又は廃止に係る届出書 (参考様式第4-1号)				<ul style="list-style-type: none"> 支援業務を休止し又は廃止した場合には,届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合には,登録事項変更に係る届出書も併せて提出が必要。 詳細については,本要領第9章第2節第3を参照すること。
3		支援業務の再開に係る届出書 (参考様式第4-2号)				<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合には,届出が必要。 詳細については,本要領第9章第2節第3を参照すること。
4	定期届出	支援実施状況に係る届出書 (参考様式第4-3号)	支援委託契約の相手方 (特定技能所属機関)の住所を管轄する地方出入国在留管理局		翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について,四半期ごとに届出が必要。 特定技能所属機関ごとに届出書の作成が必要。 詳細については,本要領第9章第2節第4を参照すること。

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
					職種	作業	
介護分野	【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等)のほか, これに付随する支援業務(レクリエーションの実施, 機能訓練の補助等)利用者の居宅で行われるものは対象外	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト	介護	介護	/
				日本語能力試験 (N4以上)			
		介護福祉士養成施設修了	免除	免除			
	EPA介護福祉士候補者としての 在留期間満了(4年間)	免除	免除	免除			
ビルクリーニング 分野	【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト		ビルクリーニング	ビルクリーニング	/
			日本語能力試験(N4以上)				
素形材産業分 野	【特定技能1号】 鋳造(指導者の指示を理解し, 又は, 自らの判断により, 溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鋳造)	国際交流基金日本語基礎テスト		鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	/
			日本語能力試験(N4以上)			非鉄金属鋳物鋳造	
	【特定技能1号】 鍛造(指導者の指示を理解し, 又は, 自らの判断により, 金属を打撃・加圧することで強度を高めたり, 目的の形状にする作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鍛造)	国際交流基金日本語基礎テスト		鍛造	ハンマ型鍛造	/
			日本語能力試験(N4以上)			プレス型鍛造	
	【特定技能1号】 ダイカスト(指導者の指示を理解し, 又は, 自らの判断により, 溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト		ダイカスト	ホットチャンバ ダイカスト	/
			日本語能力試験(N4以上)			コールドチャンバ ダイカスト	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
素形材産業分野	【特定技能1号】 機械加工(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,旋盤,フライス盤,ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通旋盤	/
	日本語能力試験(N4以上)		フライス盤			
	数値制御旋盤					
	マシニングセンタ					
	【特定技能1号】 金属プレス加工(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて,曲げ,成形,絞り等を行い成形する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属プレス加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	金属プレス加工	金属プレス	
日本語能力試験(N4以上)						
【特定技能1号】 工場板金(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工場板金)	国際交流基金日本語基礎テスト	工場板金	機械板金		
日本語能力試験(N4以上)						
【特定技能1号】 めっき(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(めっき)	国際交流基金日本語基礎テスト	めっき	電気めっき	/	
日本語能力試験(N4以上)	溶融亜鉛めっき					
【特定技能1号】 アルミニウム陽極酸化処理(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,アルミニウムの表面を酸化させ,酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験 (アルミニウム陽極酸化処理)	国際交流基金日本語基礎テスト	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	/	
日本語能力試験(N4以上)						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
素形材産業分野	【特定技能1号】 仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上げ	治工具仕上げ	/
	日本語能力試験(N4以上)		金型仕上げ			
	【特定技能1号】 機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械検査)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械検査	機械検査	
			日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械保全	機械系保全	
日本語能力試験(N4以上)						
【特定技能1号】 塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	建築塗装	/	
		日本語能力試験(N4以上)		金属塗装		
				鋼橋塗装		
				噴霧塗装		
【特定技能1号】 溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト	溶接	手溶接	/	
		日本語能力試験(N4以上)		半自動溶接		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
産業機械製造業分野	【特定技能1号】 鋳造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鋳造)	国際交流基金日本語基礎テスト	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
	日本語能力試験(N4以上)		非鉄金属鋳物鋳造			
	【特定技能1号】 鍛造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鍛造)	国際交流基金日本語基礎テスト	鍛造	ハンマ型鍛造	
	日本語能力試験(N4以上)		プレス型鍛造			
	【特定技能1号】 ダイカスト(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(ダイカスト)	国際交流基金日本語基礎テスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	
日本語能力試験(N4以上)	コールドチャンバダイカスト					
【特定技能1号】 機械加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通旋盤		
日本語能力試験(N4以上)		フライス盤				
		数値制御旋盤				
		マシニングセンタ				
【特定技能1号】 金属プレス加工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属プレス加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	金属プレス加工	金属プレス		
日本語能力試験(N4以上)						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
産業機械製造業分野	【特定技能1号】 鉄工(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(鉄工)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄工	構造物鉄工	/
			日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 工場板金(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工場板金)	国際交流基金日本語基礎テスト	工場板金	機械板金	
			日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 めっき(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(めっき)	国際交流基金日本語基礎テスト	めっき	電気めっき	
			日本語能力試験(N4以上)		溶融亜鉛めっき	
	【特定技能1号】 仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上げ	治工具仕上げ	
			日本語能力試験(N4以上)		金型仕上げ	
【特定技能1号】 機械検査(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械検査)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械検査	機械組立仕上げ		
		日本語能力試験(N4以上)		機械検査		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
産業機械製造業分野	【特定技能1号】 機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械保全	機械系保全	/
			日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子機器組立て	電子機器組立て	
			日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
			日本語能力試験(N4以上)		配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
【特定技能1号】 プリント配線板製造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プリント配線板製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	プリント配線板製造	プリント配線板設計		
		日本語能力試験(N4以上)		プリント配線板製造		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等		
				職種	作業			
産業機械製造業分野	【特定技能1号】 プラスチック成形(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プラスチック成形)	国際交流基金日本語基礎テスト	プラスチック成形	圧縮成形	/		
	日本語能力試験(N4以上)		射出成形					
	【特定技能1号】 塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト		塗装		インフレーション成形	/
			日本語能力試験(N4以上)				ブロー成形	
【特定技能1号】 溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト	溶接	建築塗装		/		
		日本語能力試験(N4以上)		金属塗装				
【特定技能1号】 工業包装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工業包装)	国際交流基金日本語基礎テスト	工業包装	鋼橋塗装	/			
		日本語能力試験(N4以上)		噴霧塗装				
				手溶接		/		
				半自動溶接		/		
				工業包装	/			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
電気・電子情報 関連産業分野	【特定技能1号】 機械加工(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,旋盤,フライス盤,ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通旋盤	/
	日本語能力試験(N4以上)		フライス盤			
	国際交流基金日本語基礎テスト	数値制御旋盤				
	日本語能力試験(N4以上)	マシニングセンタ				
【特定技能1号】 金属プレス加工(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて,曲げ,成形,絞り等を行い成形する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属プレス加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	金属プレス加工	金属プレス	/	
日本語能力試験(N4以上)						
【特定技能1号】 工場板金(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工場板金)	国際交流基金日本語基礎テスト	工場板金	機械板金	/	
日本語能力試験(N4以上)						
【特定技能1号】 めっき(指導者の指示を理解し,又は,自らの判断により,腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(めっき)	国際交流基金日本語基礎テスト	めっき	電気めっき	/	
日本語能力試験(N4以上)		溶融亜鉛めっき				

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
電気・電子情報 関連産業分野	【特定技能1号】 仕上げ(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上げ	治工具仕上げ	/	
	日本語能力試験(N4以上)		金型仕上げ				
	【特定技能1号】 機械保全(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械保全	機械系保全		/
			日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電子機器組立て	電子機器組立て	/		
		日本語能力試験(N4以上)					
【特定技能1号】 電気機器組立て(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電気機器組立て	回転電機組立て	/		
		日本語能力試験(N4以上)		変圧器組立て			
						配電盤・制御盤組立て	/
		開閉制御器具組立て					
				回転電機巻線製作			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
電気・電子情報 関連産業分野	【特定技能1号】 プリント配線板製造(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プリント配線板製造)	国際交流基金日本語基礎テスト	プリント配線板製造	プリント配線板設計	
	日本語能力試験(N4以上)		プリント配線板製造			
	【特定技能1号】 プラスチック成形(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(プラスチック成形)	国際交流基金日本語基礎テスト	プラスチック成形	圧縮成形	
			日本語能力試験(N4以上)		射出成形	
					インフレーション成形	
			ブロー成形			
【特定技能1号】 塗装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	建築塗装		
		日本語能力試験(N4以上)		金属塗装		
						鋼橋塗装
		噴霧塗装				
【特定技能1号】 溶接(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト	溶接	手溶接		
		日本語能力試験(N4以上)		半自動溶接		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
電気・電子情報 関連産業分野	【特定技能1号】 工業包装(指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(工業包装)	国際交流基金日本語基礎テスト	工業包装	工業包装	/
			日本語能力試験(N4以上)			
建設分野	【特定技能1号】 型枠施工(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (型枠施工)	国際交流基金日本語基礎テスト	型枠施工	型枠工事	/
			技能検定3級 (型枠施工)			
	【特定技能2号】 型枠施工(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/	建設分野特定技能2号 評価試験 (型枠施工)
						技能検定1級 (型枠施工)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 左官(指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (左官)	国際交流基金日本語基礎テスト	左官	左官	/
		技能検定3級 (左官)	日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能2号】 左官(複数の建設技能者を指導しながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プラスター、既調合モルタル、漆喰等)に従事し、工程を管理)	/	/	/	/	
					技能検定1級(左官)	
	【特定技能1号】 コンクリート圧送(指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (コンクリート圧送)	国際交流基金日本語基礎テスト	コンクリート圧送施 工	コンクリート圧送工 事	/
		日本語能力試験(N4以上)				

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
建設分野	【特定技能2号】 コンクリート圧送(複数の建設技能者を指導しながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (コンクリート圧送)	
						技能検定1級 (コンクリート圧送施工)	
	【特定技能1号】 トンネル推進工(指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きょを構築する作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (トンネル推進工)	国際交流基金日本語基礎テスト				
			日本語能力試験(N4以上)				
	【特定技能2号】 トンネル推進工(複数の建設技能者を指導しながら、地下等を掘削し管きょを構築する作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (トンネル推進工)	
	【特定技能1号】 建設機械施工(指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建設機械施工)	国際交流基金日本語基礎テスト		建設機械施工	押土・整地	
			日本語能力試験(N4以上)			積込み	
						掘削	
						締固め	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 建設機械施工(複数の建設技能者を指導しながら,建設機械を運転・操作し,押土・整地,積込み,掘削,締固め等の作業に従事し,工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (建設機械施工)
	【特定技能1号】 土工(指導者の指示・監督を受けながら,掘削,埋め戻し,盛り土,コンクリートの打込み等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (土工)	国際交流基金日本語基礎テスト			
			日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能2号】 土工(複数の建設技能者を指導しながら,掘削,埋め戻し,盛り土,コンクリートの打込み等の作業に従事し,工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (土工)
【特定技能1号】 屋根ふき(指導者の指示・監督を受けながら,下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (屋根ふき)	国際交流基金日本語基礎テスト				
	技能検定3級 (かわらぶき)	日本語能力試験(N4以上)	かわらぶき	かわらぶき		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
建設分野	【特定技能2号】 屋根ふき(複数の建設技能者を指導しながら、下葺材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (屋根ふき)	
						技能検定1級 (かわらぶき)	
	【特定技能1号】 電気通信(指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (電気通信)	国際交流基金日本語基礎テスト				
			日本語能力試験(N4以上)				
	【特定技能2号】 電気通信(複数の建設技能者を指導しながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (電気通信)	
	【特定技能1号】 鉄筋施工(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (鉄筋施工)	国際交流基金日本語基礎テスト				
		技能検定3級 (鉄筋施工)	日本語能力試験(N4以上)	鉄筋施工	鉄筋組立て		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 鉄筋施工(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (鉄筋施工)
	【特定技能1号】 鉄筋継手(指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (鉄筋継手)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)			技能検定1級 (鉄筋施工)
	【特定技能2号】 鉄筋継手(複数の建設技能者を指導しながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (鉄筋継手)
	【特定技能1号】 内装仕上げ(指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ) 技能検定3級 (内装仕上げ施工)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	内装仕上げ施工 表装	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事 壁装	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 内装仕上げ(複数の建設技能者を指導しながら,プラスチック系床仕上げ工事,カーペット系床仕上げ工事,鋼製下地工事,ボード仕上げ工事,カーテン工事の作業に従事し,工程を管理)					建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)
	【特定技能1号】 表装(指導者の指示・監督を受けながら,壁紙下地の調整,壁紙の張付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (内装仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	内装仕上げ施工	プラスチック系 床仕上げ工事	建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)
		技能検定3級 (内装仕上げ施工)	日本語能力試験(N4以上)		カーペット系 床仕上げ工事	
【特定技能2号】 表装(複数の建設技能者を指導しながら,壁紙下地の調整,壁紙の張付け等の作業に従事し,工程を管理)			表装	鋼製下地工事	技能検定1級 (内装仕上げ)	
				カーテン工事	技能検定1級 (表装)	
				壁装	技能検定1級 (表装)	
					建設分野特定技能2号 評価試験 (内装仕上げ)	
					技能検定1級 (内装仕上げ施工)	
					技能検定1級 (表装)	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
建設分野	【特定技能1号】 とび(指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (とび)	国際交流基金日本語基礎テスト	とび	とび	/	
		技能検定3級 (とび)	日本語能力試験(N4以上)				
	【特定技能2号】 とび(複数の建設技能者を指導しながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/		建設分野特定技能2号 評価試験 (とび)
		/	/	/	/		技能検定1級 (とび)
【特定技能1号】 建築大工(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築大工)	国際交流基金日本語基礎テスト	建築大工	大工工事	/		
	技能検定3級 (建築大工)	日本語能力試験(N4以上)					
【特定技能2号】 建築大工(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/		建設分野特定技能2号 評価試験 (建築大工)	
	/	/	/	/		技能検定1級 (建築大工)	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
建設分野	【特定技能1号】 配管(指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (配管)	国際交流基金日本語基礎テスト	配管	建築配管	/	
		技能検定3級 (配管)	日本語能力試験(N4以上)		プラント配管		
	【特定技能2号】 配管(複数の建設技能者を指導しながら、配管加工・組立て等の作業に従事し、工程を管理)	/		/			建設分野特定技能2号 評価試験 (建築配管)
		/		/			技能検定1級 (配管)
	【特定技能1号】 建築板金(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (建築板金)	国際交流基金日本語基礎テスト	建築板金	ダクト板金		/
		技能検定3級 (建築板金(内外装板金作業))	日本語能力試験(N4以上)		内外装板金		
【特定技能2号】 建築板金(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事し、工程を管理)	/		/		建設分野特定技能2号 評価試験 (建築板金)		
	/		/		技能検定1級 (建築板金(内外装板金作業・ダクト板金作業))		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
建設分野	【特定技能1号】 保温保冷(指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (保温保冷)	国際交流基金日本語基礎テスト	熱絶縁施工	保温保冷工事	/	
	日本語能力試験(N4以上)						
	【特定技能2号】 保温保冷(複数の建設技能者を指導しながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/		建設分野特定技能2号 評価試験 (保温保冷)
	技能検定1級 (熱絶縁施工(保温保冷工事作業))						
【特定技能1号】 吹付ウレタン断熱(指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業及び関連工事作業に従事)	建設分野特定技能1号 評価試験 (吹付ウレタン断熱)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	/		
日本語能力試験(N4以上)							
【特定技能2号】 吹付ウレタン断熱(複数の建設技能者を指導しながら、吹付ウレタン断熱工事等作業及び関連工事作業に従事し、工程を管理)	/	/	/	/		建設分野特定技能2号 評価試験 (吹付ウレタン断熱)	
技能検定1級 (熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業))							

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
建設分野	<p>【特定技能1号】 海洋土木工(指導者の指示・監督を受けながら,水際線域,水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事)</p>	<p>建設分野特定技能1号 評価試験 (海洋土木工)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト</p>	/	/	/
	<p>日本語能力試験(N4以上)</p>					
	<p>【特定技能2号】 海洋土木工(複数の建設技能者を指導しながら,水際線域,水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事し,工程を管理)</p>	/	/	/	/	<p>建設分野特定技能2号 評価試験 (海洋土木工)</p>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号				
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等			
				職種	作業				
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 溶接(手溶接,半自動溶接)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト	溶接	手溶接	/			
			日本語能力試験(N4以上)		半自動溶接				
	【特定技能2号】 溶接(手溶接,半自動溶接)						造船・船用工業分野 特定技能2号評価試験 (溶接)		
	【特定技能1号】 塗装(金属塗装作業,噴霧塗装作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	金属塗装		/		
			技能検定3級 (塗装)		日本語能力試験(N4以上)			噴霧塗装	
	【特定技能1号】 鉄工(構造物鉄工作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (鉄工)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄工	構造物鉄工			/	
			技能検定3級 (鉄工)		日本語能力試験(N4以上)				
	【特定技能1号】 仕上げ(治工具仕上げ作業,金型仕上げ作業,機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上げ	治工具仕上げ				/
			技能検定3級 (仕上げ)		日本語能力試験(N4以上)				
					機械組立仕上げ				

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
				職種	作業		
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 機械加工(普通旋盤作業, 数値制御旋盤作業, フライス盤作業, マシニングセンタ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通旋盤		
		技能検定3級 (機械加工)	日本語能力試験(N4以上)		フライス盤		
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 電気機器組立て(回転電気組立て作業, 変圧器組立て作業, 配電盤・制御盤組立て作業, 開閉制御器具組立て作業, 回転電気巻線製作作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号試験 (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト	電気機器組立て	数値制御旋盤		
		技能検定3級 (電気機器組立て)	日本語能力試験(N4以上)		マシニングセンタ		
自動車整備業分野	【特定技能1号】 自動車の日常点検, 定期点検整備, 分解整備	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト	自動車整備	回転電機組立て		
		自動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)		変圧器機組立て		
自動車整備業分野	【特定技能1号】 自動車の日常点検, 定期点検整備, 分解整備	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト	自動車整備	配電盤・制御盤組立て		
		自動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)		開閉制御器具組立て		
自動車整備業分野	【特定技能1号】 自動車の日常点検, 定期点検整備, 分解整備	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト	自動車整備	回転電機巻線製作		
		自動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)		自動車整備		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号			
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等		
				職種	作業			
航空	【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(地上走行支援業務,手荷物・貨物取扱業務等)	特定技能評価試験 (航空分野:空港グランドハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト	空港グランドハンドリング	航空機地上支援	/		
	日本語能力試験(N4以上)							
航空	【特定技能1号】 航空機整備 (機体,装備品等の整備業務等)	特定技能評価試験 (航空分野:航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/		/	
	日本語能力試験(N4以上)							
宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント,企画・広報,接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/			/
			日本語能力試験(N4以上)					
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理,農産物の集出荷・選別等)	農業技能測定試験(耕種農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト	耕種農業	施設園芸	/		
			日本語能力試験(N4以上)		畑作野菜			
	【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理,畜産物の集出荷・選別等)	農業技能測定試験(畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト	畜産農業	養豚		/	
			日本語能力試験(N4以上)		養鶏			
				酪農	/			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
漁業分野	【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修,水産動植物の探索,漁具・漁労機械の操作,水産動植物の採捕,漁獲物の処理・保蔵,安全衛生の確保等)	漁業技能測定試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト	漁船漁業	かつお一本釣り漁業,延縄漁業,いか釣り漁業,まき網漁業,ひき網漁業,さし網漁業,定置網漁業,かに・えびかご漁業	/
	日本語能力試験(N4以上)					
漁業分野	【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理,養殖水産動植物の育成管理,養殖水産動植物の収穫(種)・処理,安全衛生の確保等)	漁業技能測定試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト	養殖業	ほたてがい・まがき養殖	
	日本語能力試験(N4以上)					
飲食品製造業分野	【特定技能1号】 飲食品製造全般(飲食品(酒類を除く。))の製造・加工,安全衛生)	飲食品製造業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	缶詰巻締	缶詰巻締	/
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
				加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
					加熱乾製品製造	
					調味加工品製造	
				非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造	
					塩蔵品製造	
				水産練り製品製造	乾製品製造	
発酵食品製造						
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造					
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造					

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
				職種	作業	
飲食料品製造業分野	【特定技能1号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工,安全衛生)	飲食料品製造業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン製造 そう菜製造業 農産物漬物製造業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン製造 そう菜加工 農産物漬物製造	
外食業分野	【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理,接客,店舗管理)	外食業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	